

## 平成24年第4回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成24年12月18日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成24年度中頓別町一般会計補正予算平成24年11月21日専決)
- 第 9 議案第63号 中頓別町条例の法令改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第10 議案第64号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第65号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第13 議案第67号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算
- 第14 議案第68号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第15 閉会中の継続調査申出について

### ○出席議員（8名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君  | 2番 細谷久雄君  |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君  |
| 7番 柳澤雅宏君  | 8番 村山義明君  |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 邑 智 雄 君

教 育 長	米 屋 彰 一 君
総 務 課 長	和 田 行 雄 君
総 務 課 主 幹	藤 井 富 子 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	遠 藤 義 一 君
産 業 建 設 課 長	中 原 直 樹 君
農 業 委 員 会 会 長	角 川 拓 雄 君
産 業 建 設 課 主 幹	山 内 功 君
産 業 建 設 課 主 幹	平 中 敏 志 君
保 健 福 祉 課 長	小 林 生 吉 君
保 健 福 祉 課 主 幹	吉 田 智 一 君
教 育 委 員 長	石 井 英 正 君
教 育 次 長	青 木 彰 君
こ だ も 館 次 長	遠 藤 美 代 子 君
会 計 管 理 者	小 林 嘉 仁 君
国 保 病 院 事 務 長	柴 田 弘 君
国 保 病 院 事 務 次 長	長 尾 享 君
自 動 車 学 校 長	浅 野 豊 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	高 井 秀 一 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 め ぐ み 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成24年第4回中頓別町議会定例会を開会します。  
(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番、本多さん、4番、東海林さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。  
議会運営委員長の報告を求めます。  
東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） 議会運営委員会報告の前に、本議会が当初11月初旬においてサンデー議会として12月16日を予定したわけではありますが、その後衆議院の解散等々で選挙が12月16日になったということで、今回はサンデー議회를断念いたしましたの議会となりましたことをまず申し上げておきたいと思えます。

では、改めて議会運営委員会報告を行います。本委員会は、第4回中頓別町議会定例会の会期日程と議会の運営に関する事項及び議長の諮問事項に関し、12月3日、12月6日に委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、本定例会の会期については、本日12月18日から12月19日までの2日間といたします。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期中に閉会いたします。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりといたします。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員であり、質問内容の重複は見られません。

4、町長提出議案の取り扱いについて、議案第67号 平成24年度一般会計補正予算はいきいきふるさと常任委員会に付託し、本定例会中に審査を終了していただくことになりました。

5、閉会中の要望、郵送陳情の取り扱いについて、自治労北海道本部、自治労北海道宗谷地方本部、自治労中頓別町職員組合からの地方財政確立と地域公共サービス充実を求めるとともに、非核の政府を求める北海道の会からの非核・平和都市宣言に関する陳情は、全議

員に写しを配付する措置をとった上、議長預かりといたしました。意見書提出を目的とする北海道生活と健康を守る会連合会からの生活保護基準の引き下げはしないことなどを政府に意見書提出を求める陳情、原発問題全道連絡会からの泊原発の再稼働断念・廃止、大間原発の建設中止、幌延深地層研究センターの廃止等に関する意見書提出を求める陳情は、全議員に写しを配付し、発議者を募る取り扱いをいたしました。発議者はありませんでした。

6、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、役場町民ホール及び町民センターロビーに設置されたテレビに配信いたします。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

#### ◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月18日から12月19日までの2日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月18日から12月19日までの2日間とすることに決しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

私が11月14日、東京渋谷のNHKホールで開催された第56回町村議会議長全国大会及び第37回豪雪地帯町村議会議長全国大会に出席いたしました。詳細につきましては、別紙報告のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

議長一般報告、監査委員からの例月出納検査報告、定期監査報告、議員派遣、町長からの第6期中頓別町総合計画実施計画状況報告書（平成23年度事業分）、第7期中頓別町総合計画（前期実施計画書）につきましては、お手元に配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、常任委員長からいたさせます。

星川さん。

○いきいきふるさと常任委員長（星川三喜男君） おはようございます。それでは、所管事務調査報告をいたします。

平成24年12月18日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、星川三喜男。

所管事務調査報告書。

調査事項、平成23年度実施事業の行政評価。

調査の期間、平成24年11月5日と11月20日。

調査の結果。本委員会は、11月5日、11月20日に所管事務調査のうち緊急を要する事項として、平成23年度実施事業の行政評価について調査を行いました。

その調査の結果の意見でございます。業務マネジメントを活用した初めての取り組みを評価する。この評価を今後の事業展開に活用するシステムを構築されたい。

同じく調査事項、平成23年度教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告。

調査の期間、平成24年11月20日。

この調査の結果の意見でございます。1つ、評価が文言だけではわかりにくい部分があり、数値化できるものがないか検討されたい。

2つ目、今後の教育行政の充実のために、外部評価について、町民の評価に合わせて教育専門家の評価も取り入れる方策を検討してはどうか。2点の意見が出されました。

そのほか、口頭でございますけれども、11月5日、第3回定例会議決の継続審査のうち、第7期総合計画プロジェクト会議の報告書について所管事務調査をいたしました。これは、総合計画の登載の公共工事について現地調査及び資料による説明聴取を行ったところでございます。現地調査は、中頓別小学校教員住宅建設工事、それと林業専用道敏音知1号線整備工事、それと敏音知原野線交付金工事、もう一本、中頓別弥生線舗装新設工事の4件でありました。

それと、11月8日、所管事務調査のうち緊急を要する事項として、国民健康保険病院第2次改革プランについて資料による説明聴取を行いました。

それと、11月20日、第7期総合計画プロジェクト会議の報告について、資料による説明聴取を行ったところでございます。

以上、報告いたします。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

#### ◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成24年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては大変お忙しいところ、全員のご出席をいただきまして、まず初めにお礼を申し上げたいと思いますし、また角川農業委員会の会長、石井教育委員長のお二人につきましては、大変ご多忙の中定例会にご出席をいただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、私から4点ほど行政報告をさせていただきたいと思います。まず、第1点は医師の退職についてであります。平成24年10月16日付で採用した2人目の医師で

ございますが、診察方法が患者様に受け入れ難く、また院長との診療方針が合わないことから、結果として院長の負担が多くなることとなったため、短い期間でありましたけれども、11月30日をもって退職となりましたので、ご報告を申し上げます。

次に、光通信網の整備推進についてであります。「光通信網整備」につきましては、11月28日、(株)NTT東日本北海道旭川市局長に対し要請を行ったところ、当町市街地をエリアとした地域に対しまして、220件以上の利用者が見込まれれば、光通信網を整備し、平成25年11月頃までにサービスの提供ができるようにしたいとの回答をいただきましたので、今後関係機関とも連携をし、1月には誘致する会を立ち上げ、3月末を目途に利用加入者確保に向けて積極的な取り組みを図ってまいります。

次に、地域見守り支援ネットワーク協定についてであります。高齢者や障がい者などが安全、安心でいつまでも住み続けられる町をめざして、12月10日付で町内事業者等と「地域見守り支援ネットワーク協定」を締結をいたしました。協定に加わって頂いたのは、日常的に町内各戸に配達業務のある燃料店、新聞販売店等の6事業者で、今後はさらに郵便局などにも協定を広げていく予定であります。

次に、暴風雪等による農業関連施設の被害についてであります。12月6日から9日にかけての暴風雪と大雪により、町内4戸の酪農家の農業施設に被害が発生しましたので、ご報告を申し上げます。被害状況は、次の通りであります。牛舎屋根のトタンの一部が剥がれる被害(弥生地区1戸)、またサイロと牛舎の接合部のトタンの一部が剥がれる被害(兵安地区1戸)、D型倉庫(機械庫)の屋根が雪の重みにより半壊した被害(秋田地区1戸)、木造片平屋根の車庫(機械庫)が雪の重みにより全壊した被害(秋田地区1戸)等々の4点であります。

なお、10月11日から12月17日まで、きのうまでの一般行政報告につきましては、印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

○議長(村山義明君) これにて行政報告は終了しました。

#### ◎一般質問

○議長(村山義明君) 日程第6、一般質問を行います。

本定例会では6名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号2番、細谷さん。

○2番(細谷久雄君) 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号2番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順に町政一般について質問させていただきます。私からは、きょうは2点ほど質問させていただきます。

1点目の質問は、一般質問の答弁についてという質問事項につきましてお伺いをいたします。年4回の定例会に行われる一般質問は、議員が町長を初め執行機関に対して中頓別

町の行財政全般について、公の場である議会で町政がどのように運営されているか、考え方や事実関係を質問すること、意見を述べることができる重要な機会である。政策に取り組み、政策に生きるべき議員にとって最も意義のある発言の場であり、町民からも重大な関心と期待を寄せられている。しかし、議員が取り上げる一般質問に対し、検討する、検討したいとの答弁が非常に多い。実行できない答弁は安易にしない。その場しのぎの答弁は議会軽視ではないか。町長の考え方を伺いたい。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 細谷議員の一般質問の答弁について、私からお答えをいたします。

一般質問の答弁についてでありますけれども、執行機関が行う政策、施策及び事業は法令の規定によるもの、または緊急を要するもののほかは全て総合計画に根拠を置くことになっており、議員各位が一般質問で政策についてただす場合は議会の持つ政策立案機能に基づき、総合計画上の既存政策の変更、追加、廃止提案のいずれかを行っていると考えております。一旦議会で議決された総合計画は、まちづくりの最上位計画として最大限尊重されることから、その変更等を執行機関が軽々に表明するのは逆に議会軽視に当たると思っております。検討する、検討したいとの答弁の背後には、限られた人材や財源の中で時間をかけなければ判断できない政策事項が多々あることから、やむを得なく発せられているもののご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

私はまだ議員1年生であり、当選からやっと1年9カ月が経過したばかりの新人議員で、議会運営のことはまだまだわからないことがいっぱいあるのですけれども、議員になって強く感じているのは、執行機関側の肩を持つわけではないのですけれども、議会運営の中で執行機関になぜ反問権がないのかなと思います。一般質問をボクシングに例えるなら、議会側のみがパンチを繰り出して執行機関側に反論する権利がないというのは、サンドバッグ相手に一方的にパンチを繰り出しているのと同じであり、相手に反論の機会を与えないのは私は対話とは言えないのではないかと思います。また、政策過程の説明責任を町長側に課したからには、反問権を与えなければフェアとはならないし、一方通行の議論では議論が活発化しない。もっと住民に見えやすい形での論議をしていくべきではないかと私は思います。執行機関側に質問する権利、反問権を適用することにより、今まで相手が議員ですか、選挙によって選ばれた町民の代表ということで丁重に答弁を行っていたものが議員の質問に対し何を意図しているのかという趣旨を問いただすことができるようになり、検討する、検討したいといった答弁が少なくなるのではないかと私は思います。北海道の栗山町で2006年5月に全国で初めて議会基本条例を制定して、自由闊達な討議を通してこれら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命であると前文の1節に記して、第4章に町長と議会の関係を明記し、町長ほか町の職員は議長の許

可により議員の質問に対し論点、争点を明確にするため逆質問することができることを規定しています。今後町民に信頼され、存在感のある豊かな議会を築いていくには、中頓別町においても早急に議会で議会基本条例を立ち上げ、賛否両論はあると思うのですが、反問権について論議すべきではないかと私は思います。

そこで、町長、議会基本条例の制定がどう進んでいくかわかりませんが、ただいまご答弁があったように時間をかけなければ判断できない政策事項が多々あることから、やむなく発せられているものとして理解するのであれば、今後議員の一般質問に対する答弁で、その場で結論が出ず、検討する、検討したいとの答弁があった一般質問に対しては、次回の定例会の行政報告の中でその質問に対しての経過説明を行ってほしい。私たち議員は、一般質問で取り上げる問題については町民の皆さんの声を聞き、事前にいろいろ下調べをしたり、当日の質問内容を原稿にまとめたりと質問するための下準備をしています。その質問に対し執行機関側の検討する、検討したいとの一方的な答弁で結果がわからず終わってしまうのは問題があるのではないかと。検討した結果、できないものはできない、この質問については今ここまで検討しているといった経過説明を今後行政報告の中で行ってほしい。その提案を町長はどのように考えますか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、反問権の関係でありますけれども、前議長の時代には議長が反問権を認めると、こういうようなことで、議会基本条例等を整備しておりませんが、行政側というか、町長に反問権を与えていただいたと、こういうような経過はあります。ただ、その反問権を執行したということは今までございませんけれども、そういうことがあったと、こういうことで反問権についてはご承知おきをいただければなど、このように思いますし、また検討する、検討をしたいと、こういうような答弁について検討した結果につきましては、東海林議員からも質問があつてそれに答えてきたところであります。今まで検討した結果の報告等については行政報告をさせていただいたという経過もございます。今細谷議員からは、経過等についても報告をすべきでないかと、こういうようなご質問もございました。検討している経過についてまで報告するということになる、大変難しい面もあろうかなと思いますけれども、今後も検討した結果については、その結果こういうぐあいになりましたという報告については行政報告でもしていきたいと、こういうぐあいに思いますので、そういう面でご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、今後も行政報告の中で報告するというので、この質問は終わりたいと思います。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は、救急医療情報キット、命のバトンの導入をとという質問事項につきましてお伺いをいたします。高齢化社会が進む中、ひとり暮らしの高齢者や障害者などが急病になったとき、駆けつけた救急隊員がその

患者の医療情報や家族の連絡先を把握することが難しいケースがあります。迅速で適切な救命措置ができるように、本人の持病や服用している薬、かかりつけの病院、緊急連絡先、診察券、健康保険証のコピーなどの情報を入れた保管容器を冷蔵庫に保管しておく救急医療情報キットの取り組みが全国各地で導入されている。当町においても町民全体の命と健康を守り、ひとり暮らしの高齢者の安全確保、災害時にも効果的であることを考えても、こうしたユニークなシステムの導入に取り組む必要があると考えるが、いかがか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 救急医療情報キットの導入については、保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

救急医療情報キットについては、現在保健福祉課と消防で協議を始めており、取り組む方向で作業を進めております。心配される高齢者などについては、かかりつけ医の多くは国保病院の医師であり、日ごろから消防と病院の間で緊密な連携がとれる体制がつくられております。問題となるのは、そこで把握できない人などが中心になるというふうを考えておりますので、ご提案の情報キットを含めどのような対象者に対してどのような方法で対策を講じる必要があるのかを検証し、取り組んでいきたいというふうを考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本では2030年におよそ5人に1人の高齢者がひとり暮らしになる予想になっており、地域で安心して暮らせる支援体制の強化が急務となっております。また、宗谷総合振興局ではことし10月1日現在の管内の高齢者、65歳以上人口などを発表した。それによると、管内の総人口7万327人に対し、高齢者人口は1万9,458人、高齢者の割合は27.7%で、前年に比べ0.8%上昇しております。全道平均を2.0ポイント上回った、10年前と比較すると6.1%上昇するなど、管内の高齢者は急速に進行しています。要因として挙げられるのは、少子化と若者らの都会への流出だと言っております。ちなみに、管内で高齢者率が最も高いのは利尻町で36.8%、全道28位、続いて我が町の中頓別町の35.8%、全道37位、あと利尻富士町、礼文町の順になっており、4町は町の人口の3分の1以上を高齢者が占めているのが現況であります。そこで、高齢者や障害者の方が急病などのため自宅で倒れ、救急で医療機関へ行く場所や災害時などに駆けつけた救急隊の迅速な対応に役立つものとして、救急医療情報キットの導入を提案いたします。

きょうは、この現物を持ってきましたので、これがキットです。これなのですけれども、皆様には一応パンフレットを説明資料として提出いたしました。これは、私がちょっと行って保健福祉課の保健係から雄武町でもらってきました。町では、これを命のバトン、命

のカプセルと呼んでいます。このキットの中には、救急医療情報シート、診察券のコピー、保険証のコピー、本人確認のための写真などを入れておきます。そして、この中にこういうものが2つ入っているのです。それで、一つのこれが玄関のところに張るというやつで、これシール状になっています。もう一つがこれがマグネット式になっていて、冷蔵庫に張ってくれと。そういうことで救急隊が駆けつけたときにステッカーが張ってあれば、この家にはキットがあるということで確認できるということになっております。これが大体ワンセットですか、なっています。写真で本人確認し、患者さん、時には被災者の医療情報がその場でわかります。また、救急医療情報キットの容器1個当たりの値段も300円から500円ぐらいと言われており、そんなにお金のかかる事業ではないと思います。昨年8月4日の産経新聞にもこのキットについて、冷蔵庫ならこの家庭にもあるし、すぐ目につく。外部に事前に個人情報を知らせる必要もないので、プライバシーを守る極めてよい方法だと思いますと。また、急病時など自宅に駆けつけた際に持病やかかりつけ医の情報があれば迅速に救命措置や搬送先選びに役立つ。災害時にも有用な画期的な取り組みと絶賛しています。救急医療情報キットは、人と人とのつながりをつくり、かかりつけ医を持たせる上でも全ての方に活用していただける画期的な商品であると思います。また、救急医療情報キットを備えた全国各地の市町村の現場からの声は、お年寄りの皆さんからは通報できて薬のことまでしゃべれるかどうかわからないので、これがあれば安心、また家族の皆さんからは同居でも昼間はおばあちゃん1人になるので、これがあると安心して働ける。さらに、救急隊員の皆さんからは、ひとり暮らしの人の場合、診察券や薬の袋を家中探し回ったこともあるので、これがあれば素早く対応できますという現場からの声が入っています。

そこで、とりあえず再質問でお伺いしたいことは、今現在中頓別町にはひとり暮らしの高齢者世帯と高齢者のみの世帯は何人ぐらいいるのかということと、去年からことしにかけての中頓別消防署の救急出動件数の中に65歳以上の高齢者の割合が何%ぐらいあったのかをお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を再開します。

小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 大変申しわけありません。今手元に数字としてはありませんので、後ほど報告をさせていただければと思います。独居の高齢者世帯については190世帯ぐらいだということでありましてけれども、正確な数字は後で報告させていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、後ほどということ、私からそれなら再々質問させていただきます。

私は、町民協働の観点やみんなで弱者を支えていくことの大切さを理解してもらおうということで、この救急医療情報キットを町民みんなで手軽に安い費用で用意できないものかと思い、手づくりのキットを作成してみました。これがそのものなのですけれども、私がちょっと名寄市へ行って百円均一の商品を使用して、容器がこれかたくり粉入れと書いてあるのです。これ100円です。を使用。あとマグネットシートとか、光沢のあるシートについてもこれ100円で売っているのです。この光沢ラベルシートもマグネットも売っています。それで、こういうものを使うと、そしてあとインターネットでこういう医療情報シート、これ全部出てくるのです。こういうものを使えば大体全部で150円ぐらい、これぐらいでつくることは可能です。さらに、私考えまして、救急医療情報シートの入れる容器ですか、これ100円かかるのですけれども、この容器を500ミリリットルのペットボトルを使用してみるとどうかということ、もう一つ出しますけれども、このペットボトルでも光沢シールつけばこのようにできるのです。大体これで100円ぐらいでできます。今後中頓別町においてもひとり暮らしの高齢者がふえていくのは間違いありません。そのためにも救急医療情報キットの存在を知ってもらうため、さまざまな方にご協力をお願いするというので、私は町内の小中学生にペットボトルを集めて持ち寄ってもらい、保健福祉課と協働で手づくりの救急医療情報キットを作成してもらうことはできないものかと。ことし10月23日に中頓別中学校の総合的な学習として、1年生14人が町役場を訪れ、野呂町長や担当課長の講話を受け、町の福祉について学んだということを町の広報で知りました。私は、この手づくり情報キットの作成も町がさまざまな福祉事業に取り組んでいることを学ぶことと中頓別町の小中学校の総合的な学習の高齢化福祉に対する勉強の場になるのではないかと思うのですが、教育長と保健福祉課長の考え方を伺いたいです。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） その前に先ほどのご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

町内の独居世帯が121戸、夫婦世帯が126戸ということであります。それと、緊急の搬送でありますけれども、年齢別で申し上げますと、23年度なのですけれども、60代が23名で25%、70代が20名で21%、80代が23名で25%、90歳以上の方が7名で76%ということでありますので、ほぼ4分の3を超えるところがそういう世代になっているということであります。

それと、再々質問の関係でありますけれども、大変ご丁寧に取り進め方についてもご提案をいただいたということで、本当に感謝を申し上げます。ご提案いただいたことにつきましては真摯に検討し、取り組んでいきたいというふうに思っておりますけれども、

ども、この事業の取り組みについては近隣の浜頓別町や枝幸町でも既に取り組みられているということでもあります。ただ、課題をお伺いすると、始めるのはできてもその後の中に入っている情報の更新ということがなかなか行き届かないというような課題を挙げられているということかなというふうに思います。今私どものほうでも緊急時の必要な情報につきましては、要援護者の台帳というような形で整備をしていこうということ取り組みを進めようとしております。こういったものが消防にあることで、家に着く前、出発する前に既にこういう方たちの情報がすぐ手元に入るといったような体制がより望ましいかなというふうに考えているところがあります。それと、あわせてそういったところで、先ほども最初の答弁でも申し上げましたけれども、全ての方に行き届くわけではありませんので、みずからこういう情報をつくって冷蔵庫に保管するというようなことができる方について、ぜひそういった形をとるのが望ましいというふうに思っています。議員おっしゃったように、私どもで見積もりをとってもやはり市販のキットですと300円から500円ぐらいかかるということでありまして、今ご提案いただいた手づくりの方法など、十分検討して取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 総合的な学習の時間等で手づくりのキット、これをつくることができないかというご質問だと思うのですが、実は総合的な学習の時間というのは教育課程の中で行われておりまして、授業時数等の関係がございますので、こちらからできます、しなさいということとはなかなか言いがたいのですが、強いて言いますと社会教育、学校教育とは離れた部分の社会教育の中では可能なのかなと考えております。しかしながら、今保健福祉課長も言ったように手づくりキットにするか、もしくはこちらで用意するのもも含めて、流れを見ながら今後両方で検討していかなければならない問題なのかなと考えるところでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、最後に一言、高齢化が進む地域住民の命を守るためにも、また高齢者や障害者の方々の不安を少しでも軽減してあげることは重要な施策であるし、購入するか、手づくりにせよ、そんなにお金のかかる事業ではないと思います。命を守る、一刻も早くその状況を知ってもらおうということで、私としては大変やってほしい事業だと思います。また、町長の平成24年度の執行方針の中にも安全、安心な町民生活を支える体制、対策の確立を訴える施策の一環としても、高齢者世帯や障害者の方への救急医療情報キットをぜひとも本町でも導入していただきたいと思うということで、私の一般質問の全てを終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号4番、東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 私は、2点について質問させていただきます。

まず、1点目は、副町長の配置の件でございます。本年第1回定例会での私の質問に対

し、町政執行で町民に不便や迷惑をかけているとすれば本年度末には配置の提案ができるようにしたいとのお答えでありました。3月定例会まであとわずかとなりました。予定どおり提案できるのか伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員の副町長の配置について、私からお答えをいたします。

副町長の配置につきましては、質問のとおり町政執行で町民に不便や迷惑をかけているとすれば平成25年3月には副町長の人事案件を議会に提出したいとの趣旨の答弁をいたしました。その後町職員からの登用を考え、いろいろと検討いたしました。私の任期も残すところ2年となり、登用された職員の最低でも60歳までの期間責任を持つことが難しいとの判断をいたしまして、副町長の配置よりも不在を少なくして町民に不便や迷惑をかけないように町政執行に努めてまいりたい、こういう考え方に変わったということでご理解をいただきたいなと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） ちょっと私が期待したのとは大分違う方向のお答えでしたので、再質問させていただきますが、1つは職員の中からという思いはこれまた現職町長としては当然のことかと思いますが、それがなかなか難しいというお話ですね。ただ、町民が期待しているのは、幾ら若くても職員の中には60歳まであと2年で、60歳前に終わらなければならないような状況があっても、優秀な職員がたくさんいるのだから、やってみようかというような人がいるだろうと期待しているのです。場合によっては、どうしてもそれができないということならば職員以外でもいいのではないですか、町長の期待できるような人がいれば、それも検討の選択肢の一つにしていけないかと思っておりますので、そのことを1つ伺いたいと思っておりますし、町長、町民に迷惑がかかっていないと思っているのかなと逆に思った。町民に迷惑かかっています、これ。そして、町長は不在にしなければいいのかということになるのだけれども、そうではないのです。私は、やっぱり町長に期待しているわけです。町長、少なくとも管内の町村会の会長もやっている。それは、順番ではないのです。持ち回りではないのです。やはり町長の力量、実績がそういうふうな形にもさせているわけですから、選ばれた以上はどんどん責任を全うしていただきたいし、そのために不在になるのも仕方ないでしょう。ましてこの地域の課題はたくさんあるわけです。こういう財政の脆弱な自治体、さらには過疎であって、病院の医師探しも町長の大事な仕事ですよ。そういうときに町長が椅子に座っているのは逆に言うとおかしい。いつでも必要な場合には即立ち上がれるようにしておかなければならない。私も議員としてもほかのボランティアのこともあって、月大体15日は、半月以上は役場へ顔を出して、町長いるかなとのぞくのだけれども、言っては悪いけれども、半分以上いないですものね。というような状況があります。そうすると、やっぱり町長、どんどん町長の能力を発揮するためにも、不在であって構わないのです。一生懸命やってくださいと。ただ、であればやっぱり副町長という存在は絶対に無視できないものだと思うのです。そういうことで町

長の考え方、不在を少なくするというのは何の意味もないと、逆に言うと。私は、どんどん不在にして、やるべき町長の仕事をやってほしいと、こういう観点で再質問を。再質問は2点ありますが、お答えいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、1点目の町職員以外から副町長を提案してもいいのでないかというご質問がございました。私は、東海林議員と同じ考え方でありまして、町職員も優秀な職員がいっぱいおります。副町長をもしか選任をして登用させるとしたら、やはり私は今まで経験を踏んできた町職員の中から登用をさせたいという気持ちが一番強い考え方でありまして。そういう面からすると、私も先ほど申し上げましたけれども、任期が2年でありますから、新しい町長がそのとき生まれて、その町長が自分の気持ちと一緒に副町長を選任をして、車の両輪になって町政を運営をして、町民の人たちのために日夜努力されるのが一番いいのでないかなと、こういうような考え方を持っております。

また、もう一つは、今まで町村会の会長として4年間やってまいりました。特に町村会の会長をすることによって充て職が6つほどあります。そういう面では、宗谷管内の課題、問題解決のために出て歩く機会が多いわけでありましてけれども、そういう中で中頓別町の問題についても決して少ないわけでありませぬけれども、これからはそういう役職等については任期が来た時点でやめさせていただいて、町民のための施策、課題について一生懸命残りの期間を務めたいと、こういうような気持ちを強くしていると、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再々質問をいたします。

私は、どちらかという町長を非常に信頼しておりまして、能力も高く評価しているつもりでいるのです。ですから、管内を代表する市町村長であってほしいし、管内の意見を集約して、我が町のことだけでなく管内的にも宗谷のために働ける町長であれば、ぜひそこは頑張ってもらいたいと思うのであります。だから、やめるなんて言わないでどんどんそういうことのできる能力を発揮していただければと思います。

それから、町長、2年でやめる、やめると今から言って、そして次の町長になったときに副町長に誰かなってもらえばいいと。ちょっと違うのではないのでしょうか。町長、悪いけれども、この後の2年間というのは少なくとも後継者づくりの期間になると思うのです。これは、町民もよく言っています。町長をやめるのだったら、後継者をつくっておけよと。そのぐらいのつもりになってもらえればなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたけれども、町職員の幹部職員はもうそれぞれ優秀な幹部職員でありますから、どの人がいい、どの人が悪いという、そういう問題ではなく、横一線に優秀な職員が横並びの状況である、こういうように私は認識をしております。また、後継者と

しては、私は町民が選択をするものであると思うのです。言えば、町長がこの人が後継者だからと言って、必ずその人を後継者として100%責任を持って後継者の位置に座らせることができるのかという、大変難しい問題もあると。そういう面では、後継者という指定をしなくても、私は今いる幹部職員についてはそれぞれ後継者の一人であると、こういう認識をしておりますから、これからの2年間それぞれ所属の長として努力をしていた中で、町民に認めていただけるように努力をして頑張っていたらいいもの、というぐあいに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再々質問を終わりましたけれども、ことごとく逃げられた感があります。最後は、野邑町長よくやったなという形は残していただければと思います。

それでは、2つ目に行きますが、本年度の決算見込みと公債費比率について伺いますが、本年度決算見込みの概要と公債費比率の予測を伺いたいと思いますが、私は町長、職員の努力によって、または住民の忍耐によって相当いい状況であることは承知しながら聞いております。よくなっていく状況の中で、この予測の中から来年度事業、予算に反映されると思うので、その内容を伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 本年度決算見込みと公債費比率につきましては、総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） お答えをいたします。

平成24年度の決算見込みでございますが、普通交付税が予算の見込みよりも上回ったことによりまして、現在5億円程度の留保財源が生じる見込みとなっております。ただ、これらにつきましては国保病院等への繰り出しや今後の重点事業の財源に活用すべき各種基金に積み立てるということになっております。また、減債基金の活用を図りまして、公債費負担適正化計画の実質公債費比率を一年でも早く15%以下まで引き下げることにしたいというふうに考えております。来年度の予算編成におきましては、政権が変わったとしてもということで、かわることは確実でありますけれども、東日本大震災や長引く景気低迷が大幅に回復するというふうには考えにくく、地方交付税の原資となる国税収入の伸びは期待できないというふうに判断しております。収入に占める公債費が依然として高い水準にあることから、町債についても公債費負担適正化計画の枠内で借り入れる方針でございまして、徹底した経費の節減を図りながら、総合計画を基本に住民ニーズをできるだけ反映させるような予算編成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（村山義明君） 総務課長、公債費比率の予測について。

○総務課長（和田行雄君） 失礼いたしました。平成24年度は、公債費負担適正化計画上は18.7%、25年度については15.9%、最終年度、26年度については13.8%というふうに予想しておりますが、実際の数字はこれよりも若干よくなるのではない

かというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 公債費比率、今現状での数字は出ていないのだ、そういう意味では、18.7%は相当前に聞いているのだ。現状の決算状況見込みからの比率がわかれば、それを教えてください。

それで、大変状況としてはいいなと思っておるのですけれども、問題は国民健康保険病院の繰出金だと思います。これが相当な金額になるだろうということで、その金額わかれば予測を教えてください。

それと、私が聞きたかったのは、町長と皆さんの努力によってどんどんよくなっているという現実の確認と、よくなったら、例えば来年度事業はここはちょっと重点的にやってみたいというようなものが、予算編成に努めてまいりますではなくて、この辺については状況が少しよくなったから力を入れたいのだというものがあるのでしょうか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 失礼しました。実質公債費比率の決算見通しによる見込み、現状ということになりますと15.7%程度を予定しております。

それから、国民健康保険病院会計等への繰り出しでありますけれども、これも現在のところ約2億円、1億9,800万円程度予定をしております。

それから、重点事業の中で力を入れたいところについては、私のほうからちょっとお答えは控えさせていただきます。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 来年度に向けての重点的な施策につきましては、第7期の総合計画の計画案をそれぞれ議員の皆さん方にご報告ということで配付をいたします。その中を見ていただくと、25年度の事業ほとんど予定どおり予算を組む予定にしておりますから、環境の問題だとかいろいろあって、LEDの街灯、四、五年で全部やろうと。来年度1,300万円ほど予算計上する予定でありますし、また本町の基幹産業である酪農のために神崎牧場の草地を計画的に更新をするだとか、いろんな事業を予定しておりますけれども、計画の案を見ていただくとわかりますけれども、思い切った予算措置を主としてしていくと。24年度からスタートするわけでありまして、1年間おくれた分を取り戻すぐらいの馬力で予算計上して事業の執行をしていくと、こういうようなことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 大変いいお答えだったなと思っています。しかも、公債費比率が15.7%というのはもう飛躍的に予定より目標を早めているということで、町長が言っている15%以下はもう間もなくかなと思うぐらいになっていますね。これは、本当によく努力したなと思います。そこで、期待しているのは、今来年度事業のことも若干出て

いましたけれども、何といても先ほど細谷議員のお話にもあったのだけれども、当町の高齢化率が33%以上になってしまった。やっぱりここで一番弱いという立場がお年寄りだと思うのです。私も年寄りの一人だから言うわけではありませんが、福祉の町を宣言した中頓別町ですから、やはりここに生きている、住んでいる高齢者の皆さんにこれから何か手を差し伸べることがないのかなと。いや、たくさんあるのですけれども、町長、そこへ心を向けていただけるのかなと。これは、財源、財政がよくなった暁の話ですけれども、少なくとも15%を切るのには目に見えてきたという状況の中で、町長、老人福祉のことについて今一番これからしたいなと思うことは何でしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 中頓別町の高齢化率も高くなりました。また、独居世帯や老人世帯も大変多くなってきております。そういう中で中頓別町として、これから現状を維持をしていくという一つの大きなものがやっぱり特別養護老人ホームの改修等が大きな一つの目玉でないかなと思います。将来のために、特別養護老人ホームの改修のために、ことし余剰金が出ますから、その分を積み立てをして、近い将来の改築のための財源を確保していくと、こういうようなことも必要でありますし、また今75歳以上の後期高齢者の皆さん方に医療費の一部を見舞金として支給をしています。これをぜひこれからも続けていく、こういうようなことで、そういう面での高齢者福祉をこれからも続けていきたいと思いますし、また予防等の対策のためにインフルエンザの予防接種やいろんな各種予防接種をやっておりますから、そういうものも今の現状の価格を維持をして、一人でも多くの人たちが病気にかからないような状況をつくり上げていくと、こういうようなことをぜひこれからも進めていきたいと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 以上で質問内容については終わりました。いろいろと町長からのお話を伺いまして、質問したかいがあったなと思っております。先ほどの1問目のやつは大分違う方向へ行っただけけれども、全体的によくお答えいただきましたことを感謝して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号7番、柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 受け付け番号3番、議席番号7番、柳澤でございます。それでは、防災についてお伺いしたいと思います。

ことし10月、10年ぶりにあかね団地において洪水を想定した防災訓練が行われました。私は、この防災訓練を見学させていただきましたが、次の点についてお伺いしたいと思います。まず、1点目は、今回の防災訓練を行われて、その反省点をお聞きしたいと思います。

2点目は、来年度以降も訓練を毎年実施されるおつもりなのかお伺いいたします。

それから、3点目は、地域防災計画の見直しについてどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 柳澤議員の防災についての質問につきまして、総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） お答えをいたします。

まず、1点目の今回の訓練の反省点とはということでもありますけれども、まず情報伝達分野では広報車の音声が聞こえない、あるいは対策本部が置かれた役場の時計と情報の伝達を行うファクスの時計機能がずれているというような初歩的なミスがございまして、反省をしております。また、飲料水や毛布など避難用具の備蓄不足が改めて認識されておりますので、来年度から対応すべく、現在取り組みを進めております。

それで、あかね団地の住民避難訓練ですが、10年ぶりということでありましたが、全体としては整然と進んだ感がありますが、報告を聞きますと避難勧告が出る前に避難を始める方もいたという報告を受けておりまして、実際の災害時このとおりにいくかなど。そういう点では、ギャップ、訓練の限界といえますか、いささかシナリオ訓練だったかなというふうに思っております。

2点目ではありますが、毎年実践的な訓練を行うことがこれは求められているということだと思います。ただ、訓練にもさまざまな状況を想定しての図上、机上の訓練、ロールプレイングというような訓練もありますので、図上のそういった危機管理演習や応用演習もございまして、訓練内容や種類、規模の拡大、今回あかね団地だけでしたので、そういったことも考慮しながら、できる限り毎年実施していきたいというふうに考えております。

それから、3点目ではありますが、現在平成14年につくられた地域防災計画を見直し中でございます。見直しに当たっては、北海道との計画の整合性もあるものですから、北海道や稚内气象台のご協力を得ながら実施しておりまして、ただ基本的に計画全体を全て作りかえるようなものではなくて、10年たっておりますので、行政組織規則の変更に伴いまして人事配置が変わっているものもあります。それから避難所、避難場所の見直し、注意報、警報の発令の変更、それらがありますので、関係機関の名称の変更に伴うものを中心に行っているということをご理解願いたいと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それではまず、1点目についてお聞きしたいと思うのですが、このときアンケートをとられましたよね。それで、アンケートに基づいた反省点が見出されたのかどうか。それで、広報車の音声が聞こえなかったというのは今答弁ありましたけれども、私が拝見していたときに救急車、それから広報車、音を鳴らしながら町民に呼びかけているというところがあったので、本当にこれ音が邪魔になって何言っているかわからないというようなことが実際ないのかなというのがちょっと私気になったのです。救護を求める方は合図を送ってくださいと言うのだけれども、カンカン、カンカン鳴らしながらそれを言っていて、これ聞こえるのかなという点がちょっとあったので、そういうところでアンケートから出された反省点についてどういうものが見出されたのかお聞きしたいというふうに思います。

2点目については、答弁でよろしいかと思えます。

あと、防災計画とも絡むのかなという気はするのですけれども……それと1点目について、いたし方ないのかなという気はするのですけれども、避難勧告が出る前に避難訓練があるということが前提になってしまって、皆さんもう待っているみたいなどころがあったので、これはやっぱりいたし方ないのかなというところはあるにしても、本当の緊急時を想定した訓練のあり方というものももう一度考え直していただきたいというふうに思います。

それで、3点目の地域防災計画なのですけれども、総合計画でも安全、安心、いつまでも住み続けられるプロジェクトの中に、避難場所の整備、それから防災備蓄品の整備というのがあります。それで、そこら辺は避難場所の整備や、特に防災備蓄の整備についてどの程度のことを、防災計画がこれからなので、まだでき上がっていないので、具体的にはっきりしたことは答弁できるかどうかわかりませんが、その点をちょっとお聞きしたいと思えます。

それで、本日渡された前期の総合計画書の中で、第2節第1項の防災、消防の救急で、ハザードマップ見直し事業がこれ今年度当初からこれは見直しますよと言っていたと思うのです。ただ、いまだにできてこないですよ。それで、24年度でこれにも50万円の予算を見ているのですけれども、せめてハザードマップの見直しぐらいはすぐにもできるのではないかと思うので、ここら辺がいまだに見直されていないことについてちょっとどうなっているのかお聞きしたいと思えます。

それから、防災備蓄品の整備なのですけれども、この総合計画の中では概算事業費が見られていないですよ。ゼロ円になっているので、ここら辺がどういうふうに捉えているのかなと。先ほどの程度までの整備を想定しているのか、何でここで総合計画の中で予算化されていないのか、その点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） まず、先ほど申し上げた反省点については、多くは反省会をすぐ開きましたので、そこにあかね団地の自主防災組織の皆さんも来てもらい、それから

携わった職員、消防署も含めて来てもらって、その中で出た意見でございます。アンケートに関しましては、その中にも反省会議の中で出た意見がたくさん同じようなものが出ております。それらを全て反映した形の答弁だというふうに思っていたかと思いますが、ただ、アンケートの中では防災訓練に関する感想ということで、トップに出てくるのがスムーズだったので、楽しかったというお年寄りの感想もあったりして、やはりシナリオ的に進められたところがあるのかなということで、緊急時を想定した、もう少し実践的なといいますか、緊張感を持った訓練をする必要があるのかなというふうに考えております。

それから、災害備蓄品の関係でありますけれども、総合計画上防災のほうにはゼロということになっているのですが、まちづくりのほう……ちょっとお待ちください。今ちょっとページを探しておりますけれども、地域コミュニティーの補助事業として毛布を300枚程度買う予算を防災以外のページで組んでおりますので、そういうことでご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、ハザードマップにつきましては、産業建設課と一緒に作業を進めるということになっておまして、防災計画の見直しに合わせて今後つくられていくということで、いましばらく時間がかかるかということでご理解をお願いしたいと思います。

今ページ数を探して、この後お知らせしたいと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、その防災計画についてお伺いしたいと思うのですが、訓練のときもそうでしたのですけれども、洪水を想定されての防災訓練であり、防災計画のほうも洪水が主になってしまうのかなというふうには思うのですが、先ほど町長の行政報告にもありましたけれども、12月の6日から9日まで大変重い雪が降って、風もあって、今までにちょっとないような、雪が重かったというのが特徴かなと思うのですけれども、それで宗谷管内海岸線を中心として停電がありましたよね。猿払村あたりはもう全戸になったのだろうとあの件数を見ると思うので、洪水もさりながら、冬期間の吹雪によるやっぱり停電。停電になりますと、やっぱりこの北海道にいながら暖房がとれない家が私相当あるのかなというふうに思います。この防災計画の中に雪害というものもきちっと盛り込まれていくのかどうか。中頓別町は、地震というものがほとんど経験がない。つい最近ちょっと二、三回ありましたけれども、ただ日本列島というのはいわば地殻変動でできたような島国なので、どこでどんな地震があっても不思議ではない国だと私は思うのです。言えば火山と断層の上に日本列島があるというふうに言っても過言ではないと私は思うのです。大昔やっぱり浜頓別町で大津波があって、頓別が主の町だったのが津波によって内陸のほうへ市街地を移した。それが今の浜頓別町なのだという話を聞いたことがあるので、テレビでもその古い映像の中でオホーツク海での津波があったのを見た記憶があるのです。ですから、絶対地震がないということは私は言い切れないのだと思うのです。特に先ほど申し上げた雪害、停電、暖房、これらについても防災計画の中できっちりとこれこそ見ていかなければならないと思うので、その点について計画の中にそういうものを想定した計

画を、答弁によると何か文言の整理だけみたいな感じがするので、そこら辺はやっぱり今までも防災意識としてはちょっと欠けていた部分、洪水、洪水というのが余り頭にあり過ぎて、雪害についても計画の中にきちっと計画を立てていくつもりでいるのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 地域防災計画をつくるということは、災害対策基本法に基づいて、そこが根拠になってつくられていきますので、雪害について当然対処するという、文言的には入ることになると思います。ただ、計画の中で全てを決め切れるわけではないと思いますので、実際に猿払村なんかでこの間停電が起きたときも問い合わせしてみましたけれども、計画上云々というよりも実際の行動マニュアルといいますか、それが優先されると。臨機応変にストーブをそろえ、照明をそろえと。あるいは、開発建設部に支援を頼むとか、そういう実際の行動のほうがやはり優先されているということでもありますので、その備えが必要なのかなということでもあります。ですから、計画はあくまでも計画でありますので、洪水にも雪害にも災害対策基本法に盛り込まれているものには全て当然対処しなければならないというふうに考えております。

それから、再質問にありました防災の備蓄品の関係でありますけれども、皆様にお配りしている第7期総合計画の掲載事業一覧表では27ページということになっておりまして、施策目標の第3項、町民活動の活性化というのがありますが、その中で網かけをしている部分があるかと思えます。自治会連合会運営補助事業であります。一応まちづくり推進課のお力をかりまして、自治会連合会のお名前でも補助事業を導入いたしまして、それで先ほど申し上げた数の毛布をそろえていこうということでもあります。ここで25年度218万8,000円をうたっておりますので、防災のほうの数字はゼロ円というふうになっているということでご理解願いたいと思えます。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 12月に入りまして、稚内開発建設部のほうから災害に対する支援制度があるよと。リエゾンという制度があると、ちょっと難しいのですけれども。地方自治体において災害発生のおそれがあるとき、または自治体からの要請や独自の判断で、このリエゾンという制度があるので、ぜひ災害のおそれがあったり、災害があった場合については開発建設部または浜頓別事業所のほうに連絡をいただければ、職員を派遣すると、そういうような制度があるそうです。状況によっては、必要な備品、投光器、暖房機、毛布等や食料も提供できるよと、こういうようなお話もありました。12月の猿払村等の停電等に伴う災害等についてもこのリエゾン制度を活用して、職員を派遣しながら対応に当たってきたと、こういうようなお話がありました。当然そういう中であって、中頓別町でも開発建設部のほうでピンネシリ道の駅に災害時に利用できる備品の備蓄コンテナを設置をしていただきました。そういう面でこれから災害が起き得るような場合、また起きたような場合については開発建設部の浜頓別事業所等と連絡を密にしながら、そういう情報

提供をしていただいたり、または必要な備品等々の提供を受けたりして、少しでも町民の皆さん方の安全、安心の確保に努めていきたいと、こういうようなことで情報提供があったということで情報提供させていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） わかりました。

先ほど総務課長が言われたように、やっぱり行動なのだと思うのです。計画は何ぼ立派なものをつくっても、それは紙の上の計画ですから。行動を十分シミュレーションしていただいて、中身のある、実効性のある計画をつくっていただきますようお願いして、質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで柳澤さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 受け付け番号4番、議席番号5番、星川です。私は、再度旧丹波屋旅館の今後について質問させてもらいたいと思います。

旧丹波屋旅館は、所有者の高齢化と維持管理に対する支援がないことなどにより、このままでは解体の道をたどらざるを得ないと聞いております。このことについて、持ち主である所有者と私も今まで数回にわたりどのような形をとっていくべきかと話し合いも持って、いろいろお互いの知恵を出しながらでも今まで検討してきましたが、なかなか私たちの知恵では見出すことができませんでした。この建物は、約1世紀にわたり町のシンボルとして大切にされてきた歴史的な建造物であります。これは、町の所有として保存する考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 星川議員の旧丹波屋旅館の今後についてのご質問でございますが、教育次長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 本年第2回の定例会のときにお答えをしているものと重複するかと思いますけれども、私のほうからお答えしたいと思います。

旧丹波屋旅館和館、洋館は、本町開拓の歴史上大変古い建物で、外観上も特徴があるという考えで平成12年2月、国の登録有形文化財に登録されております。この間老朽化も著しく、保存に当たっては補修等についての町の支援についての考え方も所有者の方には伝えてきておりますが、所有者の方からは将来住み続けることができなくなった時点での解体等の責任を考えると、その活用も難しいという考えも出されております。また、利活用の面で関係機関の考えも聞いておりますけれども、その利活用策、具体的なものがなくて、町としても所有して保存していくという考え方には現在至っておりません。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 今の次長の答弁を聞く限り、教育委員会には文化財保護を積極的に行う気がないと言わざるを得ません。その答弁については、私なりにはがっかりして

おります。補修等について、町の考えとはどのような内容でしょうか。仮にその内容で所有者の方と合意に至らなくても、高齢を理由に建物を維持できないのですから、町の所有として保存する方向性を打ち出すのが教育委員会の責務だと私は思います。通常個人が維持できなくなった文化財を公共の財産として保存するのが文化保護行政ではないでしょうか。取り組む姿勢はまるで逆でないかと私は思います。私は、10月に再選された教育長が真っ先に取り組んでやってくれる仕事だなと自分なりに思って、もろ手を挙げて人事案件に賛成した一人でございますが、その後なかなかこの話が進まなかったということについてはがっかりしているところでございます。この話が所有者から出された時点から、積極的に事を進めていくことができなかつたことなのか、それよりもやらなければならない仕事ではなかつたのかと私は思っております。

そこで、町の文化財保護条例です。これをつくった意味合いが全くないと私は思っております。この第1条には、この条例は、文化財保護法第98条第2項の規定により、中頓別町の区域内に所在する文化財のうち国または道の指定をするものを除き、中頓別町にとって重要なものの保全及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民文化の向上に資するものとする定められております。旧丹波屋旅館は、国の有形登録文化財ですよ。先ほども答弁ありました。これは、直接にはこの条例には適用されませんが、しかし第1条は文化財として重要度の高い順に国または道の指定するものを除きとなっていますので、国または道の指定からは外れたものでも町が指定できると解釈すべきでないでしょうか。平成12年当時の国の文化財指定の申請の窓口は教育委員会ではなかつたのですか。仮に国の指定を外れても、町が文化財として登録すべき建物と考えなければならないと思います。それが掲げてありますように条例の第5条、委員会は、町内に所在する文化財のうち国または道が指定したものを除き、町として特に文化的価値が高いと認めるものを保護委員会の意見を聞いて、町の文化財に指定することができるの意味でしょう。そこです。国の文化財候補に挙がったものは、道、町の順に指定されていくと考えるべきです。国や道、町から指定された文化財、たとえそれが一個人の所有物であっても重要なものであるとの認定を受けたこととなりますよね。そこで、以後公共的な性格を帯びたものになるということです。ですから、この文化財の保護について公共の見地から規制措置、所有者に勝手な改修禁止措置がとられたり、あるいは公的な財産援助を行うことが可能となるわけです。仮に国の指定を外れたとしても、文化財として町には保存する義務があります。国が認めた文化的な価値を町が認めないということができませんか。旧丹波屋旅館の保存のために、なぜ教育委員会もしくは町が仕事ができないのですか。その点再度お伺いします。

○議長（村山義明君） 教育長、答弁してください。

教育長。

○教育長（米屋彰一君） まず、私の知っている範囲で12月の15日付の道新で、いろいろと審議会答申、国の文化財で旭川市、稚内市から審議会の答申等々という、新聞に出て、なかなか答えにくい答弁なのですけれども、その中で言いますと町の文化財条例の話

も出ていました。これにつきましては、議員のおっしゃるとおり国、道が指定しないものを町がするのかなというふうに捉えております。以前にも文化財の中でもこれが論議になった経過があるのかなと記憶しているところなのですが、国が登録をしたということで町はいいということではなくて、町はするあれがないのでないかなというようにお話があったのかなという記憶がございます。また、指定を外れたら町にということでございますが、これも詳しくまだ調べておりませんが、指定を外すということは現状変更というか、取り壊し、その時点で指定が外れるのかなと判断をしているところです。まるっきり現状があって外すということは、なかなか難しいのかなということで認識しているところがございます。

それと、教育委員会等の姿勢が問われている部分なのですが、これにつきましてもいろいろ論議をしてきております。ただ、その中で今までずっと説明をしてきた中でもございますけれども、何とか所有者の責任において保護をしていただきたいという意見、それからその中でメディア等のそういったのを活用して譲渡される方が出てくれることを望んでいるというか、期待をしているということ等々もございましたが、なかなかそういったこともなく、また所有者からもメディア等に関することについても辞退をされたというようなこともお聞きしております。そしてまた、今回の地域別懇談会の中でも所有者の方から抹消手続をしてほしいという要望等が実際ございました。そんな中で担当のほうにも所有者とまた再度お話をしながら、そういった手続等、当然手続するには手続したからすぐ解決するという問題でなく、ちょっと時間がかかるのかなという認識をしているところがございますので、その辺も含めて再度話し合い等をしてしながら、最後また皆様関係機関のほうに意見を聞きながら、最終的な判断をしていかなければならないのかなというふうに考えているところがございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再々質問させていただきます。

教育長、教育長の考えちょっと違うのではないですか。これ文化財で保護されているものを先に壊すわけにいかないでしょう。指定外れてからでなかったら、これ手出しできないのでしょうか。そこ違うのですか。教育長ちょっと反対のことを答弁したと私は今聞きましたけれども、そうでしょうか。違いますか。その点だけ。再々質問にならぬけれども、答弁がおかしいから、ちょっと……

○議長（村山義明君） その分だけね、先に。

教育長。

○教育長（米屋彰一君） 指定解除というのは、私の認識では現状変更、というのは一部取り壊し、もしくは全部取り壊し、そういったものがなければ指定解除というか、取り消しにならないのかなという判断をしています。ただ単に取り消しますということでは、審議会のほうで許可されないのかなという判断をしているところです。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、今度こそ再々質問ということで。なかなか教育長と私の考えていることは、ちょっと壊してはならないことだと私は思います、先に。それは、教育長間違っていると思います。ちょっともう再々質問に入りますから、またこの10分内の質問では的を射ませんけれども、後からじっくり。再度調べてもらって、それを伝えてもらいたいと思います。

それでは、再々質問に入らせてもらいます。今教育長の答弁にもありましたけれども、本当にやる気がないという。やっぱり何とか保存、保護に向かって委員会が先に走るということもない。これはちょっとおかしいのではないか。教育委員会として、もっと真つすぐに進んでもらいたいなと思っております。そこで、例に挙げたらこれはどうかとは思いますが、鍾乳洞はどうなのですか。この鍾乳洞は道指定の文化財。だから、道の仕事と考えていますか。町が土地を買うために町費で取得したでしょう、これ相当な金額。あの当時で6,000万ですか、6,500万だったかと私は今思っていますけれども。そして、今はジオパーク構想について積極的に町がかかわっているのではないですか。道から職員も派遣させて、それに向けて職員が1人、一生懸命黙々と毎日ジオパーク構想について取り組んでいるわけでしょう。そんな中、本当にこの町内にある、国の指定ですよ。有形文化財に何でもっともっと教育委員会、町がかかわっていけないのか不思議で、私はわかりません。教育長、そこで今までこの旧丹波屋旅館に何回訪れましたか。何回所有者と話し合いしましたか。それと、教育委員会の4人の教育委員さんの定例会議の中で何回この議題について話し合いしましたか。それとあわせて、この保護委員会の会議、何回これ開催されましたか、この件について。またそして、最後になりますけれども、先ほど言っていましたけれども、国の登録指定を解除できる見通しはあるのですか、これ。それまで所有者に我慢しろ、我慢してくれ、全部おたくさんが後の処理をしてくれと、そう言うのですか。そこら辺もっと考えて答弁してもらいたいと思います。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） まず、教育委員会の姿勢でございますけれども、一番考えたところが活用の部分でございます。それで、前回も報告していると思うのですが、各関係機関等とも協議をいたしまして、何かしら活用ができないのかということもお話をしました。しかし、なかなか活用が見出せなかったという点もございます。それで、譲渡される方がいて、それが何とか保存されれば一番いいのかなという、そういう期待も確かに持っております。しかしながら、今のところはないというのが現状でございます。それで、こういう答弁になったこととございます。そしてまた、本人に何回出向いたか、それから会ったか等々のご質問でございますけれども、私個人は2回ほど訪れたのかなと。そしてまた、こちらに来てお話をした中でも合わせれば四、五回になるのかなという気はしております。そのほか、あと保護委員会ですか、この辺についてはちょっと書類が今手元になるので、あれでしたら後ほど報告したいと思っておりますけれども……

（何事か呼ぶ者あり）

○教育長（米屋彰一君） 今まであります。保護委員会の中で話し合ったことはございません。それも何回かございます。その辺も、回数ではないのですね。それは、話し合ったことはございます。中身についても保護委員会の中でも貴重な建物だということは当然認識をしているところでございますが、活用等々も見出せないのも、それは町といいますか、教育委員会サイドというか、その中での保存というのはなかなか難しい段階であり、所有者に何とか努力をしてもらいたいという、そういった考えでございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） これで私の一般質問は終わりますけれども、関係機関に問い合わせた何も情報提供もないから、それで済んだということではないです。私が言いたいのは、何で教育委員会が真っ先にこのことについて知恵を出せないのかと、そこを言いたいわけなのです。

以上で質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了しました。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

一般質問を継続いたします。

受け付け番号5番、議席番号3番、本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 受け付け番号5番、議席番号3番、本多でございます。1点目の質問をしたいと思います。

公共賃貸住宅の充実、住環境の向上で定住促進を。平成25年度までに新たな公営住宅マスタープランを策定するとのことであるが、今後の公共賃貸住宅のあり方、建てかえ、改修についての基本的な方針、考えを伺います。以前は、単身者向け住宅は不足する心配がなく、世帯向け住宅の入居希望の実態は把握していないとのことでありましたが、現在住宅の需要をどのように捉えていらっしゃいますか。

宮下定住促進団地は、あと数区画が残っているだけだそうですけれども、今後も宅地の造成を行い、販売するのかどうか伺います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 本多議員の公共賃貸住宅の充実、住環境の向上で定住促進をという質問につきまして、中原産業建設課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、1点目でございますけれども、単身者向け住宅につきましては複数の申込者がいることが多く、すぐに希望する住宅に入居できない方もお

られますが、年間を通して住宅が不足し、入居できないでいるという実態はありません。世帯向け住宅につきましては、複数の申込者がいる場合もありますが、おおむねスムーズに入居できております。同居親族要件を撤廃し、単身者の方でも世帯向け住宅に申し込みできることから、全体の戸数が不足しているということはありませんが、入居を希望される方の居住ニーズに合った住宅が不足しているということが言えるものと思われまます。平成25年度に新たなマスタープラン、公営住宅等長寿命化計画といたしますけれども、それを策定する予定です。その中で今後の適切な公営住宅等の管理戸数、建てかえや改善計画等を検討していく考えでおります。

2点目でございます。宮下定住促進団地の宅地分譲につきましては、今年度4区画の購入があり、全22区画中残り5区画となっております。現在残りの区画に対する購入の申し込みはなく、すぐに新たな分譲地が必要な状況にないことから、新たな分譲地の宅地造成の考えはありません。今後も宮下定住促進団地の全区画の分譲に向けてPR等に努めてまいります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 再質問をしたいと思います。

管理戸数も建てかえも改修計画もこれから検討していく。つまり25年度策定予定のマスタープランの基本方針については、今のところ白紙の状態ということでしょうか。

それから、居住ニーズという言葉が出てまいりましたけれども、中頓別町に住みたい、住み続けたいという人の居住ニーズをどのように把握したり、認識していらっしゃるのでしょうか。そのニーズを捉えていらっしゃるとしたら、それに応えるという考えはあるのでしょうか。

25年度策定、25年度中には、25年度末、3月31日までにはそれが策定されるのでしょうかけれども、そうなると実際に計画が実施される、建てかえや改修が行われるのはいつになるのでしょうか。

住宅は、それほど不足していないというような答弁ではありましたけれども、第6期中頓別町総合計画実施計画状況報告書というのをいただきまして、23年度事業分ということでいろいろ書いてあるのですけれども、例えば移住定住促進事業のところで問題とか課題はおためし暮らし希望者は増加傾向にあるが、提供できる住宅が確保できないと、こういう問題、課題が挙げられています。また、公営住宅建設事業のところで今後の方針（24年度）とはありますけれども、方針のところで新たなマスタープランを策定し、居住環境の向上を図るため、計画的な建てかえを促進していく必要があると書かれております。急いでとかということはありませんけれども、もう建てかえの必要性は認めていらっしゃるということだと思っておりますけれども、その25年度策定となるといつごろ建てかえの実施ということになるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、1点目のマスタープランの基本プランについては、

来年度策定予定でございますので、現段階では白紙でございます。

2点目の居住ニーズ、どのように把握しているのかということでございますけれども、最初の質問に対してこのように答弁させていただきましたが、例えば単身者の方について言えば先ほども言いましたように同居親族要件を撤廃して、3DK等の住宅にも入居できるようにしております。単身者の方でも3DKに入居している方もおられますけれども、例えば3DKであれば広過ぎるだとか、水洗化はしているけれども、浴室に浴槽がないだとか、古いだとか、そういったような理由から、やはり単身者向けを希望するのだというような方が多々おられて、そういったことも応募件数が多い一つの理由なのかなということで、居住ニーズという言葉を使って先ほど答弁させていただきました。そういった意味合いでございます。

それと、3点目の建てかえだとか改修はいつになるのか、これについても来年度マスタープランを策定して、その中で十分検討して計画を策定をしていきますけれども、来年度策定するという事になれば早くても26年度調査、27年度実施という、建てかえか、改善、改修かは別にして、そういった日程になるかというふうに思います。本日配った第7期総合計画の実施計画には、おおよそそうなるのではないのかなというような計画は掲載しております。

4点目の移住定住については、公営住宅等自体が低所得者、また住宅に困窮している方のための住宅でございますから、直接的に移住定住の方を住ませるということではありませんので、それについてはまた別の検討が必要なのかなというふうに思いますけれども、計画的な建てかえを促進していく必要があるということは認識しております。特にあかね団地の非水洗の住宅については昭和44年以前の建物でございますので、そういったものの建てかえというのは時期は別にして進めていかなければならないということでの認識はしております。

○議長（村山義明君） ここで先ほど申し上げておりましたけれども、武部さんが見えられたようですので、若干休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時12分

○議長（村山義明君） それでは、休憩前に戻り会議を再開いたします。

中断してしまいましたので、質問者の方は自由に発言してください。最初から戻っても構いませんし。

○3番（本多夕紀江君） 再質問から始めたいと思いますけれども、答弁を聞いてこれを聞かなければと思っていたことを何か忘れてしまったということがありまして、少しちぐはぐになるかもしれませんが、25年度策定予定のマスタープランが現段階では白紙の状態であると。それから、建てかえについても今からすると26年に調査をして27年実施

ということになる。とはいっても27年に建てかえが幾つかでも完了しているとか、そういう状態になるのかどうかわかりませんが、今24年度ですから大分先のことになるのだなと思って、少し驚いております。

それから、ニーズの認識、把握については単に単身者向け住宅希望の人が風呂場はあっても風呂なし住宅に入らざるを得なくなって、そのあたりで新しい単身者住宅を希望する人が多いだとか、その程度の現状の認識、それからニーズの把握なのかなと思って、ちょっとがっかりはしました。

移住定住者については、公営住宅はそういう役割ではないので、また別な話ということでしたけれども、公営住宅という法律ですか、そういうものに縛られない町営、町有住宅ということで、やはり中頓別町に住みたいという人のニーズを取り入れて、町として公営住宅ではなくてもさまざまといいますか、いろいろな住宅の確保を検討しなければならないのではないかなと考えます。そういいますのも2地域居住であるとか、中頓別町に住みたいという人が住宅がなくて居住を諦めたという話を幾つか聞いておりますので、住宅を即建てるとかということではなくても、どういうふうにそういう人たちに住宅を供給していくか、各課連携をとって考えていただきたいと思っています。

それでは……済みません。再々質問に入ります。現段階では、マスタープランも白紙の状態ということで、私いろいろ住宅、公営住宅に入りたい、町の住宅に入りたいという、また入っている人の希望、要望なんかを聞いたりしているものですから、もし白紙の段階だったら、それらを取り上げていただけるものと思って、少々お話をしたいと思います。風呂場はあっても風呂なし住宅、これが今の公営住宅の大半。少し古いタイプの公営住宅、西団地、すみれ団地、ひまわり団地、旭台団地、そういう実態にあると思います。けれども、今そういう住宅は若くても若くなくてもそういう住宅に入るということは考えられません。入るとなったら、やっぱり自分でシャワー、ボイラー、風呂おけ、風呂を取りつければ。そうすると20万、30万のお金がかかりますので、そこまでして、でも思い切ってやった。そうしたら、もう希望している住宅があいたので、新しいほうへ移る。その設備は無駄になると。そういうことがやっぱり若い人、若くない人にかかわらず出てくるのです。ですから、やはり壊す予定のない住宅があいたときに少しずつでもそういう風呂の設備をやるべきではないか。やるべきだと思います。以前は、設備をするにはお金もかかるし、家賃も高くなるということを言われたのですが、家賃が多少高くなるのはやむを得ないと思うのです。それだからといって何万円も高くなるとか、それを取りつける前の2倍になるとか、そんな話ではないと思うので、少しずつでも整備、設備をしていく努力はできないかどうか。

それから、あかね拡充団地、入った当時は大変新しく暖かくてと喜んでおられた方々も10年もたつて年齢が高齢化しますと、あの拡充団地は病院からとても遠いのです。その上、日常の買い物とかお金の出し入れ、役場の用事を足す、そういう生活の用事一つ一つをとっても必ず国道を越えなければならなくて、高齢者の方は大変苦勞しているのです。

建てかえはかなり先のことになるようなお話でしたけれども、国道の西側ではなくて東側をぜひ考えていただきたいと思います。国道の東側には、広い土地もあります。

それから、ユニバーサルデザインの考えはこれからの公営住宅、特に公営住宅について取り入れる考えはないのかあるのか。取り入れるべきと考えます。今は、高齢者向け住宅とか、先ほどから単身者向け住宅とか出ていますけれども、補助金の関係もあるのかもかもしれませんけれども、公営住宅としてユニバーサルデザインということにすれば、単身者向けは今あいていないとか、高齢者向け満杯でとか、そういうことなく、区別なく誰でも住んでもよいということになって、効率的に使えるのではないかと思います。

少々長くなりますけれども、これも高齢化が進んできて、やはり高齢者の切実な希望というものもありますが、元気な高齢者でも、特に男性の方ですけれども、80歳も近くなってきましたと毎日の食事のことで大変苦労されています。何とか食べることは食べても、やはり食事管理という面ではかなりおそろかになると私も思います。食事つきの高齢者住宅、公営住宅でそういうことができるのかどうかよくわかりませんが、公営住宅でなくても町営の住宅で食事を提供できるような、都会でいったら老人下宿とでもいうのでしょうか、そういうものは可能なのでしょうか。

以上、伺います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 1点目の浴室があっても浴槽がない住宅に浴槽をつけてはどうかというお話でございますけれども、確かに比較的新しいあかね拡充団地とか、西団地の新しいところ以外は浴室があっても浴槽がない住宅がございます。それで、マスタープラン、長寿命化計画といいますけれども、それを立てることによって社会資本整備総合交付金という交付金が住宅の改善だとかについてくるということになります。ただ、浴槽をつけることがその交付金の該当になるかどうかというのはこれから調査をしなければなりませんけれども、耐用年数を超過していない住宅については居住性の向上ということで該当になるのかなというふうには思っておりますけれども、そういったことでこれらも含めて長寿命化計画の策定の段階で十分検討して、交付金がつくということになれば実施していく方向で考えていくことになるのかなというふうに思います。

それと、あかね拡充団地が病院から遠いだとか、国道を越えてということでございますけれども、基本的にあかねの古いところ等々の建てかえということで検討がされていくものというふうに思っておりますので、そういったことになると基本的には現地の建てかえになるのかなというふうに思っておりますけれども、まず建てかえが基本で、新規に公営住宅の戸数をふやすこともちょっと考えづらいというふうに思いますので、場所等については来年の計画の策定の段階で十分検討していく事柄であろうというふうに思っております。

あと、ユニバーサルデザインの関係については、これはもう今新しい公営住宅を建てようすれば一般的な仕様になってきているのです。逆にユニバーサルデザイン、十分な高

年齢対応がなければ補助金の対象にもならないというふうになってきておりますので、全部の住宅に対して。ですので、この辺については今後新しい住宅については問題ないのかなというふうに思います。

あと、食事つきの高齢者住宅は可能かということでございますけれども、全く不可能ではないと思います。そういった制度もあろうかというふうに思いますけれども、本町にとっては老人ホームだとかもございますから、もしそういったものを考えていくのだとすれば、保健福祉課等と、もしくは南宗谷福祉会等とも十分協議をしながら、そういったことが本当に必要なのか、もしくは必要だとしたら建設は可能なのかということを含めて検討していかなければならないのかなというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 全てはこれからということではないかと思っておりますけれども、やはり今までの住宅マスタープランを立てたときから年数も相当経過して、人口の構成も変わってきておりますので、ニーズ調査に当たっては今公営住宅に住んでいる人ばかりでなく、また建物の形をどうするかだとか、そんなことばかりではなく、幅広く意見を聞いて、この中頓別町にぜひ住みたい、それから住み続けたい、そういう住宅プランにさせていただきたいと思っております。

では、次の2問目の質問に入ります。AED、自動体外式除細動器の使い方、広く町民に普及すべきということで質問します。AEDは、町内公共施設10カ所に設置されていると聞いていますけれども、人命救助に大変有効なものであることは知っていても使い方を知っているとか、使うことができるという人は少ないように思います。町職員の方々は、設置担当部署で使い方の講習を受けていらっしゃると思うのですが、職員が常駐していない施設もあります。消防支署の協力も得ながら、普及に努めるべきではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） AED、自動体外式除細動器の使い方、広く町民に普及すべきとの質問に対しまして、小林保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

南宗谷消防組合中頓別支署が実施したAEDの使用を含む救急救命講習は、平成16年7月以降普通救急救命講習で32回で延べ395名の方、それ以外の救急講習で46回、延べ907名の町民の方が参加して実施されてきております。今後につきましてもご提言のとおりAEDへの理解と使用方法を広く知っていただくため、さらにAEDの使用を含む救命講習を重ねていくよう消防と連携して進めていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） ご答弁だと8年くらいの中に1,300人くらい、町民の約半数以上が講習を受けたことになると思うのです。年に平均10回ほど実施されていること

にもなりますけれども、消防団の団員であるとか、民生委員さんであるとか、体育指導委員さんであるとか、役割上必要かもしれないという人を除きますとAEDを知らない人は結構いるように思います。一般町民を対象にした短時間の救命講習まで含むと2時間も3時間もかかるということですが、AEDの使い方の短時間の講習なんかを一般町民対象に年に1回とか2回とかできないものかどうか伺います。これは、呼びかけるとしたら消防のほうで呼びかけるのでしょうか、それとも役場、ただいまのご答弁だと保健福祉課のほうで呼びかけるのでしょうか。もし役場のほうで呼びかけるものであれば、ぜひ実施できないか伺います。

公共施設10カ所に設置されているのですけれども、確かに入り口にAEDの表示、シールが張ってあって、ここの施設、建物にはAEDがありますよというのはわかるのです。だけれども、それだけではもしものときに役に立たないと思うのです。建物の中のどこにあるのか見当もつかないので、施設の関係者以外でもわかるように、設置場所の表示を簡単にすべきではないか伺います。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） まず、いろんな救命講習の形、時間だとかということもあるというふうに思いますけれども、先ほども答弁申し上げましたようにこれからもそういう機会を多くつくっていきたいというふうに考えております。その際ですけれども、消防のほうに直接お願いをしていただいても、あるいは保健福祉課のほうに言っていただいても、いずれでも対応をしたいと。最終的には消防のほうにお願いするのですけれども、消防のほうも人数にかかわらず、場所にかかわらず積極的に取り組みたいというふうに考えているようですので、その辺についてはさらに取り組みができる体制にあるのかなというふうに思います。

あと、施設のどこにあるか等の配置につきましては、各施設関係者とも協議をして対応について検討していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） それでは、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（村山義明君） これで本多さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号6番、議席番号1番、宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 受け付け番号6番、議席番号1番、宮崎です。それでは、1つ目の光通信網整備の実現に向けて質問させていただきます。

近隣町村で実現されている光通信について、本年第2回定例会ではできるだけ早く整備したいとのことでありましたが、今後の見通しについて伺います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 宮崎議員の光通信網整備の実現に向けての質問につきまして遠藤まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

光通信網整備のあり方につきましては、市町村独自での整備や民間事業者による整備等自治体において違いがありますが、当町といたしましては財政的な負担を軽減できるよう民間事業者であるNTT東日本に対して積極的な要請を行っております。スケジュール的には、1月に誘致する会を設置し、その後3月末ごろまでに利用加入者の確保に向けた取り組みを行いまして、一定の水準をクリアできれば10月から11月ごろにはサービスの提供を受けることができるのではないかと考えているところであります。

なお、きょうの行政報告の中でも具体的な数字等を示していますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） お答えいただいたとおり、一定の水準については当町市街地で220件以上の利用者が見込めればという行政報告がありましたが、その場合、光通信網が整備される範囲はどうなりますか。町内全域が望ましいと思いますが、市街地の利用加入者を町全体で見ることができるのか、整備が市街地だけに限定されてしまうのか、利用加入者と設置の整備範囲の関係についてはいかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 現段階で今回のNTT東日本における整備の範囲につきましては、この市街地中心でありまして、基本的には松音知以降、向こうについては範疇には入っておりません。ただ、整備の計画ができないということではなく、今回の部分については市街地を中心にして行われるということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 今回については、市街地の計画であるということで、光通信が実現するということは現代において当たり前のことだと思います。本町においては、他の自治体との情報格差以前に町内でも情報における地域格差が今おっしゃられるようにあると思います。高速と言えADSL回線ですえ全体に行き渡っていない現状がありますが、もしかしたら光通信というのも市街地以外のところでは実現できない可能性もあるということでしょうか。一度にとというのは難しいかもしれませんが、段階的にでも決してインターネット世代の利用だけでなく、デジタルメディアにおける難視聴の解消など光通信の整備をきっかけに格差を埋めることができるのではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 今後の取り扱いにつきましては、当面は市街地を中心にして解消を行うと。それ以降の地域につきましても今後その内容についていろんな条件がありますので、それらの条件をクリアできるようなことが可能かどうかを含めて検討していくことにしたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） お答えいただいたとおり、何とか最低限利用加入を希望する世帯のある場所、本来であれば町内全域まで時間がかかっても整備できるような方策もぜひ考えていただきたいと思います。この質問については以上です。

それでは、2つ目のスポーツでの小中一貫教育について質問させていただきます。小学校のスポーツ少年団と中学校の部活動を通して同一の競技を続けることができれば、高校進学以降もプロを目指すなどより大きな目標、夢を持つことができると思い、次の2点について伺います。

1、今あるスポーツ少年団の競技が中学校でも継続できる環境を整えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

2、今はない新しい種目でも最低限の人数が集まれば選択肢を広げ、小中一貫して継続させるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） スポーツで小中一貫教育をのご質問に対しまして、青木教育次長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 1点目、2点目とありますけれども、共通になりますので、一括してお答えにさせていただきますと思います。

スポーツ少年団は、一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを、またスポーツを通じて青少年の体と心を育てる組織を地域社会の中にとという願いでそれぞれが独自に主体的で主体性を持った活動を展開しています。もう少し具体的に言いますと、スポーツ少年団活動を通じて喜びや楽しさを体験するとともに、仲間との連帯や友情を育て、さらにはその過程の中で協調性や創造性などを育み、人間性豊かな社会人として成長をすることを期待しているものです。現在本町のスポーツ少年団は、各指導者のもと柔道8名、剣道11名、野球6名、卓球25名の4団体が活動しています。

一方、中学校では部活動の中でスポーツ活動が取り組まれ、スポーツに興味と関心を持つ生徒によって自主的に組織され、より高い技能や記録に挑戦する中でスポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動として取り組まれております。現在中頓別中学校では、バスケットボール男女、卓球男子、女子の2種目でスポーツの部活動が行われております。指導者の方を中心とした自主性のある少年団活動でのスポーツの経験が中学校の部活動でさらに継続されることの意義、あるいは一つのスポーツに限定することなく、いろいろなスポーツを経験していく意義、児童生徒の自主性の尊重、生徒数が減少する中での学校の部活動の取り組みの考え方、少年団活動における指導者の存在、確保の難しさなどを考えると、さまざまな取り組みがあつてよいというふうに考えておまして、それらを支援していくという考え方に立っております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 指導者または競技人口の減少という事情はあるが、取り組み方を

限定することはないということだと思います。このような事情は全国的なものだと思いますが、そういった中で文部科学省の計画にある総合型地域スポーツクラブについてはどのようにお考えでしょうか。近隣の枝幸町でも組織されたというふうに聞いております。先ほどお答えいただきましたスポーツ少年団や中学校の部活動、それぞれの意義をなくすることなく、その連携をより強固にし、多種多様化する新たなスポーツニーズにも応えられる可能性を秘めているのではと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 総合型スポーツクラブにつきましては、今宮崎議員がおっしゃったように国のほうも文科省を挙げて進めてきているものでありますけれども、t o t oの財源を活用したものでございまして、きっかけとしてはそういった支援があって運営をされていく。5年後については自立しなさいというものでありまして、人件費等も考えたときに大変難しい問題があるかなというふうに考えております。かなりのスポーツ人口等があった場合には、会費をいただきながら会の運営をしていくということになろうかと思っておりますけれども、現状におきましては中頓別町において検討もいたしておりましたけれども、いわゆるスポーツ施設の問題、スポーツ人口の問題、さまざまなことを考えたときに現状では将来的な方向を見据えたときに難しいのかなという判断をしております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） スポーツ、今のスポーツクラブについてはいろいろな点で難しい部分もあって、また指導者の確保という点も難しい点だと思うのですが、指導者の方も対応できる時間帯の問題というのもあると思いますが、決して平日というだけではなくて、例えば土曜日の午前は卓球スポーツ少年団、夜には自由にスポーツができる会が開かれています。公式ではありませんが、月曜の夜に小学生のフットサルも行われています。季節的なスポーツ教室もあると思います。本当にまず、一番大切なことは子供たちのニーズを把握するという事ではないでしょうか。スポーツ少年団においても中学校の部活動においても、児童生徒の希望を定期的に確認する機会を持つことが総合的な地域のクラブチーム化にもつながっていくと思います。また、既存の競技が十分に需要を満たしているなら、それも希望をとることによって同時にその都度わかることだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 今ご意見をいただきましたけれども、町民体育館、それから中頓別小学校の体育館を含めて、それぞれの少年団、それから青年も含めて、いろんな方たちに利用をしていただいております。そんな状況の中で、さらに健康づくり等を考慮した中での運動というところも必要になってくるかなというご意見もいただいておりますので、まだまださまざまな取り組み方ができるのかなというふうに考えておりますので、スポーツ少年団に限らず、全体的なところをもう一度検証しつつ、ニーズの確認をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） これからもいろいろな可能性というのはあるということだと思います。例えば私たちのような世代は、本町で教育を受けている間も本当に手厚いスポーツの環境を与えていただいたと思います。そういった中で好きなスポーツを仲間とともに続け、当時私たちの地域では難しいと言われていた全道大会出場という大きな目標を高校3年のときに初めて達成することができたのは、本町にいる間に支え続けていただいた指導者の皆さん、保護者の皆さん、また教育行政のご理解もあったからだと思っています。好きな競技を続けられることの意義を証明できる一例ではないでしょうか。クラブチームや合同チーム、児童生徒数は減少していますが、その点を考慮した選択肢は逆にふえているのではと感じます。子供たちの未来のためにもスポーツ推進の町であるべきだと思いますし、決してスポーツだけでなく、文化系のクラブや部活においても子供たちの希望を生かして行っていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時46分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎同意第4号

○議長（村山義明君） 日程第7、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字小頓別185番地1。氏名、坂本登・美。生年月日、昭和11年12月2日生まれの76歳であります。

坂本登・美さんは、平成16年6月に固定資産評価審査委員に就任をいたしまして、8年が経過し、現在は委員長にも就任されていることから、今までの経験を生かして再度委員としてご協力をいただきたいと考え、提案を申し上げますので、どうかご同意をいただ

きますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第4号を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

#### ◎承認第4号

○議長（村山義明君） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求める件（平成24年度中頓別町一般会計補正予算平成24年11月21日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度中頓別町一般会計補正予算平成24年11月21日専決）につきましては、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したいので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

3ページをお開きください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年11月21日。

中頓別町一般会計補正予算。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成24年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,777万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明いたします。7ページをお開きください。2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員選挙費で、新たに350万1,000円を計上しました。1節報酬から13節委託料まで第46回衆議院議員総選挙及びあわせて実施された最高裁判所裁判官国民審査の投開票事務における立会人、投票管理者、事務従事者等に係る経費の計上でございます。

3ページにお戻りください。歳出合計、既定額に350万1,000円を追加し、29億1,777万4,000円とするものでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。14款国庫支出金、3項国庫委託金、1目総務費委託金で、既定額に350万円を追加し、352万円とするもので、2節衆議院議員選挙費委託金を計上しております。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で、既定額に1,000円を追加し、4,689万9,000円とするもので、前年度繰越金を充てるものでございます。

2ページ、歳入合計、既定額に350万1,000円を追加し、29億1,777万4,000円としまして、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） この専決処分自体には質疑はないのですが、ちょっと気になるので、委託料で掲示場設置管理委託料20万見えていますよね。それで、今回掲示板何か所か飛んでしまいましたよね。それで、その後の経費としてどうなのかなど。飛んだ分までは、およそこの専決のときには見ていなかったのだと思うので、それらがどう今後処理されるのだろうかと思うのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 当方もああいう風雪害で看板が飛んでしまうということは予想していなかったわけですが、委託料の20万円、これは高齢者事業団にお願いをしてやってもらっている委託料ですが、需用費の中にもポスター掲示場の設置費ということで実は20万円を見ておまして、これについては高齢者事業団から掲示場に必要木材等を買取るという形をとっておりまして、そこで若干の余裕がありましたので、それをもって、飛んだ看板は33カ所のうち3カ所だったので、それらをかき集めまして何とか補修をしていただいたということでございます。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求める件(平成24年度中頓別町一般会計補正予算平成24年11月21日専決)は承認することに決しました。

### ◎議案第63号

○議長(村山義明君) 日程第9、議案第63号 中頓別町条例の法令改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

野邑町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第63号 中頓別町条例の法令改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 和田総務課長。

○総務課長(和田行雄君) それでは、提案申し上げます。

本件は一括条例でございます。議案第63号 中頓別町条例の法令改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

改正の趣旨からご説明申し上げます。7ページをお開きください。本案につきましては、地方自治法等国の法令条項が改正されていたにもかかわらず、引用条文等が改正されていなかった条例の改正及び条例の章立てなどに誤りが発見されまして、条例4件を一括して一部改正するものでございます。改正する条例と理由は、そこに記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。議案第63号 中頓別町条例の法令改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

中頓別町条例の法令改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年12月18日提出、中頓別町長。

5ページの本文を読み上げて提案いたします。中頓別町条例の法令改正に伴う関係条例の整備に関する条例。

(中頓別町課設置条例の一部を改正する条例)

第1条 中頓別課設置条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第7項」を「第1項」に改める。

2つ目ですが、中頓別町暴力団排除条例の一部を改正する条例。

第2条 中頓別町暴力団排除条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「法第32条の2第1項」を「法第32条の3第1項」に改める。

3点目、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

第3条 固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

第1節の節名を削り、第2節の節名を削り、第3節の節名を削り、第4節の節名を削り、第5節の節名を削る。

4点目であります。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例)

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」を「第4項」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第63号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 中頓別町条例の法令改正に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。議場の時計で2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

#### ◎議案第64号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第64号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第64号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、改正の要旨からご説明を申し上げます。

10ページをお開きください。本案につきましては、平成24年人事院勧告に準拠いたしまして55歳以上職員の昇給制度の改正が主なものでございます。内容につきましては、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給せず、特に良好の場合は1号俸、極めて良好の場合には2号俸以上とする昇給に改めるものでございます。

なお、本町では現段階では特に良好あるいは極めて良好といった人事評価を実施しておりませんので、平成25年1月1日以降55歳以上の職員につきましては、標準の勤務成績とみなして全員が昇給停止と。対象者は12名、年間約25万円の減額となることをご理解を願いたいと思います。

それから、2点目ではありますが、平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する状況、これは昇給抑制のことではございますが、を考慮して平成25年4月1日において31歳以上38歳未満職員、これは対象者6名おりますが、約13万円の増になるかと思っておりますが、について同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする改正でございまして、これは今も申し上げましたが、平成18年度に行われました給与構造改革以来昇給抑制を受けてきた若年層に対しての回復措置でありまして、昨年度の人事院勧告で既に勧告をされて条例も実は改正されておりましたけれども、今回その対象年齢、31歳以上38歳未満というのが明らかになったために、改めて改正をするものでございます。

なお、これらの若年層の給与の回復措置につきましては、現給保障制度、これは平成18年当時の1号俸を4つの級に分けるという改正がありましたけれども、その際生じた損失、それを埋めるための現給保障制度が平成25年4月1日をもって廃止されることによって生じる財源を若年層の1号俸アップに回すという内容になっております。

それから、2点目の関係条例の改正に伴う例規整備は、これは抜けていた条例制定年と、それから条例番号を加える改正でございまして。

8ページをお開きください。議案第64号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年12月18日提出、中頓別町長。

9ページの本文を読み上げて提案をいたします。職員給与条例の一部を改正する条例。

職員給与条例の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（の次に「昭和26年条例第5号。」を加え、「第2項」を「第3項」に改める。

第4条第5項中「より職員」の次に「（55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、標準の勤務成績では昇給しないこととし、特に良好の場合には「1号俸」、極めて良好の場合には「2号俸」以上の昇給とする。

第9条第1項第1号中「町有職員住宅使用条例」の次に「(昭和40年条例第19号)」を加える。

改正附則〔平成23年条例第22号〕附則第4条第1項中「規則で定める年齢に満たない」を「同日において31歳以上38歳未満」に改め、「ものとして規則で定める職員」を「者」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○4番(東海林繁幸君) 何とも職員にとってはせつない条例だと思うので、あえて伺いますが、第4条関係で標準の勤務成績では昇給しない。特に良好の場合にはと極めて良好の場合、3段階に分けてあるのだけれども、特にこの条項に基づいて規定はないという話だったですけれども、しかし条例ができた以上はこれの特に良好、それから極めて良好の基準はつくらなければならないと思うのです。それで、考えられることはどういうことなのでしょうね。例えば議会答弁でうまいこと議員を丸めたとか、これは特にいいことになるのか。そんなのは冗談だけれども、例えば職員の努力によって通常100万円の補助しか当たらないのがいろんな努力で150万当たったとか、そんなことはないのだろうけれども、これどういうことなのですか。極めてと特にとということのちょっと概要だけ教えてください。

○議長(村山義明君) 和田総務課長。

○総務課長(和田行雄君) 先ほども申し上げましたけれども、人事評価、これ上から順にA、B、C、D、Eまでであると思うのですけれども、これは人事評価ですから、民間のように車を何台売ったからこの人はAだというようなやり方ではないと思うのです。それぞれ職場の上司がふだんの素行も含めてその職員を評価をしていくと。評価調書というものをつくるのです。それで、最終的には判断をして、この職員はAだ、この職員はBだ、普通であればCだと、そういう相対的な評価をしていくということでありまして、国家公務員の中では既にこの人事評価制度が取り入れられているのです。ところが、こういう中頓別町のような小さな町村、これはなかなか一体誰が公正に評価ができるのだということがネックになりまして、実はどこもやり切れていないわけです。宗谷管内でも一、二試行はしているところはありますけれども、どこもまだ取り入れていないのです。その点が今の国家公務員の制度とやや異なってきているところかなということでもあります。そういうことで、今やり切れていないのだけれども、今後検討してやっていくときにはこの条項が生きてくるということで、ご理解願いたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 苦しいところはわかるのだけれども、55歳以上という一般的なには管理的な仕事につく皆さんのような年齢になってくると思うのです。そうすると、その立場で評価するというのにはあり得なくなってしまうと、課長なる者が自分のことを評価する形になってしまったりして、これはそういう意味では町長の高い見地からの評価が主なことになるのだらうなど。そのときに恣意的なものが入らないのかどうか、ちょっと心配なのです。ですから、そういう意味でもこういう条文にした以上はもう少しきちんとわかるような内部規定というか、そういったものが必要になってくるのではないかと思うので、それはつくる予定ですか、それともそれはいつごろからつくれるでしょうか。

以上です。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 先ほど総務課長が答弁いたしましたとおり、人事評価制度を実施をすることによってこの制度が生きてくる。この人事評価制度、1年に1回ぐらい、言えば研修があったりしますけれども、宗谷管内ではこの近くでは枝幸町が試行をやっているのです。ただ、試行をやって、ずっと試行をやっているのです。なかなか実施するのが難しいと。先ほど東海林議員が言われたとおり、課長職を評価するのは当然副町長がいれば副町長、町長と協議をしながら評価をしていくと、こういうことになるかと思えますけれども、こういう小さな町村ではなかなか本当に職員を、部下を評価するというのは難しい。簡単に言えば地方公務員法に基づく処分をすれば、戒告をすれば何号俸アップをとめるよと。停職になれば何号、4号俸のうち何ぼとめる、こういう仕組みは持っていますけれども、一般的な勤務評定をするということについてはなかなか難しいので、ただこういう制度を持っていなければ将来こういう人事評価制度を設けたときにまた新たに制度をつくるというか、この給与条例も見直しをしないと。そういうことからして、やっぱり将来的にはこの人事評価制度というのを導入しなければならないだろうと思うのです。そのための準備として今回はこういう条例改正をさせていただいて、担当課長、当然担当課長という総務課長でありますから、研修等をしながら勉強してきたものをそれぞれ所管をする課長等で十分内容を共有した中で、この制度を将来的には生かしていくと。その前に当然試行も始まりますけれども、そういう準備段階だと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第64号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号 職員給与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長(村山義明君) 日程第11、議案第65号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第65号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長(小林生吉君) 議案第65号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきたいと思っております。

14ページをお開きいただきたいと思いますけれども、改正の要旨であります。これまでインフルエンザの予防接種費用の助成を受けられる医療機関につきましては、一部定期的予防接種という取り扱いもありまして、中頓別町国民健康保険病院だけとしておりましたけれども、実態として町内のもう一つの診療所でも多くの方が受けられているということでありますので、改めてこの医療機関でも受けられるようにするという趣旨の改正を行うものであります。

13ページをお開きいただきたいと思います。中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例(平成23年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「中頓別町国民健康保険病院」を「中頓別町内の医療機関」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用すると。

既にインフルエンザの予防接種が始まっておりますので、今年度当初から始められた方についても適用されるように適用日を定めたものであります。

以上、雑駁でありますけれども、改正の提案とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第65号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第66号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、遠藤まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、松音知・敏音知・豊平辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

本総合整備計画に登載する施設に関しましては、当初過疎地域自立促進市町村計画での整備を予定しておりましたが、他の事業計画との兼ね合いから辺地による計画とすることに決めたため、今回の計画策定に至ったところであります。

それでは、本文を朗読する形で提案とさせていただきます。総合整備計画書。

北海道中頓別町松音知・敏音知・豊平辺地。

1、辺地の概況。

（1）、辺地を構成する町村又は字の名称、枝幸郡中頓別町字松音知・敏音知・豊平。

（2）、地域の中心の位置、枝幸郡中頓別町字敏音知175番地。

（3）、辺地度数、200点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情。

道路（敏音知原野線）、本路線は、幅員が狭く路盤状況が悪いため、交通安全上危険な

状態にあり、地域住民の生活基盤である酪農経営や冬期間の除雪作業に支障をきたしている。このため、本路線の改良・舗装が必要である。

3、公共的施設の整備計画、平成24年度から平成28年度までの5カ年。

施設名、道路（敏音知原野線）、事業主体名、中頓別町、事業費5,750万円、財源内訳、特定財源4,025万円、一般財源1,725万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1,720万円。合計事業費、財源内訳、予定額とも同額でありますので、省略させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○5番（星川三喜男君） 1点だけ、場所の説明、どこら辺をいつているのか。松音知・敏音知・豊平辺地といえどこなのか、ちょっとそこら辺確認したいと思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 場所については、敏音知原野線でございます、TMRセンターに向かう道路を対象にするものでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） こういうのは、やっぱり説明資料をつけてもらったほうがいいと思うのだけれども。幅員も距離も出ていないでしょう。それと、場所も今言ったような形でやっているので、簡単でいいから場所の確認だけは資料をつけていただければと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 申しわけありません。この件につきましては、道との協議も済んでおりますので、それらの資料につきまして後ほど皆さんに配付させていただきます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） TMRセンターまでの道路ということなのだけれども、これどういうふうに判断したらいいのかな。もう工事やって、進んで舗装まで行ったかどうか知らないのだけれども、それで今今度これが計画書が出てくるといって、そこら辺順番どんなになっているのか、ちょっと説明してもらえますか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 私から説明をいたしますけれども、敏音知原野線、道路整備をするために過疎債を予定をして申請をずっとしていたのです。ところが、全体の北海道の過疎債の枠がある程度全道からの申請をまとめた時点でなかなか厳しい状況にあると、過疎債を充当するのが。そういうことから、違う単独事業だとか、いろんなものに変えることができないかという総合振興局からの申し出があって、たまたまもう工事やっていますから、そして過疎債でいけば元利償還の70%交付税算入と。そのときに考えついたのがこ

の辺地債。言えばこの事業でやることによって元利償還の80%の交付税算入がされると。そういうことで、中頓別町としてここ数年辺地債を活用したことがないので、該当する事業がなかったということで。たまたまそういうことで総合振興局と話をして、工事はもうやっているのだけれども、過疎債がつかないことによって一般単独事業債を借りると丸々償還元金を町で持たないとならないので、辺地債を借りることができないかと協議をさせたところ、辺地債でもいいよと、こういうことになりまして、今回提案をして議決をもらうことによって、敏音知原野線の道路改良工事につきましては辺地債で申請を上げることができる、こういうことでありますから、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） そういう説明してくれると何も言うことないのだけれども、ただ言うことないけれども、これ5年度計画になっていますね、5年間の。これとの関係はどうなりますか。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 今町長が説明しましたけれども、うちについては辺地の場所がもう幾つか決まっているのですけれども、そこらの計画は一切ありませんでした。今回これを整備することによって今後この事業そのものは現年で終わってしまうことになると思うのですけれども、将来的に別な事業をこの辺地で、この地域については活用できる形になりますので、改めてまたそういうものが出れば追加していく形をとっていくということになります。

○議長（村山義明君） では、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第66号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第67号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第67号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第67号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算につきま

しては、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、補正予算についてご提案申し上げます。

1 ページをお開きください。平成24年度中頓別町一般会計補正予算。

平成24年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,763万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,540万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条であります。地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成24年12月18日提出、中頓別町長。

4 ページをごらんください。第2表、債務負担行為、今回の債務負担行為は、大家畜特別支援資金に対する利子助成金で、期間は平成24年度から平成49年度までの26年間とするもので、限度額は借入金9,604万円、4戸分でございますが、これに対する利率0.18%の年賦利子でございます。

第3表、地方債補正では、追加で起債の目的、辺地対策事業、先ほど出ました敏音知原野線交付金事業で、限度額は1,720万円、起債の方法は証書借入れ、利率は3.0%以内、償還の方法は借入れ先の融資条件または借入れ先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

変更でございますが、変更では起債の目的、過疎対策事業債の限度額の変更で、変更前の限度額7,000万円を変更後1億2,240万円とするもので、内容は中頓別弥生線舗装新設事業、6丁目線整備事業、森林管理道弥生線開設事業はいずれも事業費の確定に伴います限度額の変更でございます。北海道総合行政ネットワーク老朽化更新事業は、起債充当率の変更に伴う限度額の変更でございます。当初90%で見ていたものが100%になったということでございます。敏音知原野線交付金事業は、辺地対策事業への、今出ましたが、振りかえのため借入れは生じません。過疎地域自立促進特別事業は、過疎債が平成22年度からソフト事業にも充当できるようになったことから、農業体験交流施設「もうもう」の運営に係る指定管理料ほか9件の事業の財源とするもので、7,260万円を新たに計上したものでございます。これにつきましては、先ほど配付をいたしました

総務課の配付資料に横書きの一覧表が載っておりますので、ここに内容が書かれておりますので、ご参照いただきたいということでございます。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

起債の目的、臨時財政対策債は限度額の変更で、変更前の限度額1億163万5,000円を変更後の限度額1億2,920万1,000円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

起債の目的、災害復旧事業債は、公共土木施設災害復旧事業、これは過年災の充当率90%、交付税措置95%でございますが、に係る限度額の変更で、変更前の限度額350万円を変更後の限度額300万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。13ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から81万3,000円を減額し、3億8,930万9,000円とするものでございます。内容は、3節職員手当等において職員の住居手当、児童手当など81万3,000円を減額するものでございます。これは、この春の町長部局と教育委員会部局の人事異動に伴いまして、総務費と教育費の間で同じ額の調整を図るための措置でございます。

5目企画費では、既定額に102万円を追加し、3,834万9,000円とするものでございます。内容は、19節負担金補助及び交付金で同額を計上しまして、公衆浴場黄金湯のボイラーを薪、廃材が使えるものに交換する森のかけらプロジェクトに対する地域づくり活動支援補助金の一部に充てるものでございます。

10目情報推進費では、既定額に38万4,000円を追加し、72万3,000円とするものでございます。内容につきましては、18節備品購入費で同額を計上しまして、来年度採用する職員、新卒2名分のパソコン購入と老朽化したプリンター1台を更新するためのものでございまして、これにつきましても総務費の配付資料の中に備品等が説明してございますので、後ほどごらんください。

14ページをごらんください。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、既定額に798万円を追加し、1億7,014万3,000円とするものでございます。内容は、老人ホーム入所者の増に伴い、20節扶助費で老人福祉施設措置費として798万円を追加計上するものでございます。

4目障害者福祉費では、既定額に1,782万円を追加し、8,298万6,000円とするものでございます。内容は、就労継続支援、グループホーム利用者の増などに伴い、20節扶助費として1,782万円を追加計上するものでございます。

15ページをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額に22万円を追加し、605万4,000円とするものでございます。内容は、13節委託料で町内診療所でのインフルエンザ予防接種委託料として22万円を追加計上するものでございます。

4目墓地火葬場費では、既定額に81万円を追加し、227万8,000円とするものでございます。内容は、11節委託料において火葬場化粧扉の修理に64万6,000円、火葬炉バーナーポンプの取りかえのため16万4,000円、合計81万円を計上するものでございます。

8目健康増進費では、既定額に8万3,000円を追加し、740万8,000円とするものでございます。内容は、23節償還金利子及び割引料において感染症予防事業費国庫補助金返還金、がん検診に係るものでございますが、返還金の計上でございます。

16ページをごらんください。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額から300万円を減額し、7,239万8,000円とするものでございます。内容は、19節負担金補助及び交付金において青年就農給付事業補助金300万円を減額するものでございます。当該給付金は、当初新規就農1組、夫婦就農2組分、合計3組の補助金600万円を計上しておりましたが、夫婦就農で1組が給付要件に該当せず、他の1組についても一部給付対象外となったことから、その補助額を減額するものでございます。

3目畜産業費では、既定額に1万6,000円を追加し、2,650万8,000円とするものでございます。内容は、19節負担金補助及び交付金において大家畜特別支援資金利子補給補助金4戸分、1万6,000円を追加するものでございます。

4目有害鳥獣費では、既定額に90万円を追加し、341万3,000円とするものでございます。内容は、8節報償費としてエゾシカ150頭分の捕獲報償費90万円を追加するものでございます。

5目農業者年金費では、既定額に5万1,000円を追加し、47万2,000円とするものでございます。内容は、農業委員会補助金、農業者年金事務委託金に係る事業実績がほぼ確定したことに伴い、9節旅費、11節需用費、12節役務費、19節負担金補助及び交付金を精査したことによる増減でございます。

17ページをごらんください。6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費では、既定額から144万8,000円を減額し、2,568万3,000円とするものでございます。内容は、森林経営計画の策定に伴う積算面積の精査、確定により19節負担金補助及び交付金において森林整備地域活動支援交付金145万8,000円、11節需用費に計上した事務費3万円を減額するものでございます。24節投資及び出資金4万円は、今年度の中頓別・浜頓別町森林組合出資配当金4万8,000円ございましたけれども、4万8,000円の中から4万円を出資するための予算計上でございます。

2目林道費では、既定額から1,088万5,000円を減額し、7,612万3,000円とするものでございます。内容は、森林管理道弥生線開設事業、林道専用道兵安4号線及び敏音知1号線整備事業の事業費の額が確定したことに伴いまして9節旅費から11節需用費、13節委託料、15節工事請負費、19節負担金補助及び交付金までをそれぞれ減額するものでございます。

19ページをごらんください。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、

既定額から494万4,000円を減額し、1億2,823万円とするものでございます。内容は、道路台帳経年変化業務、橋梁長寿命化修繕計画、中頓別弥生線舗装新設工事、6丁目線交付金工事、敏音知原野線交付金工事の事業費が確定したことに伴い、13節委託料、15節工事請負費、22節補償補填及び賠償金をそれぞれ減額するものでございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。9款消防費、1項消防費、1目消防費では、既定額から383万2,000円を減額し、1億2,204万3,000円とするものでございます。内容は、19節負担金補助及び交付金で南宗谷消防組合負担金を減額するものですが、詳細につきましては消防支署から提出された明細書がございましたので、そちらをごらんいただきたいというふうに思います。その明細書でございましたけれども、常備消防費の2節給料では、昇格人事に伴いまして既存額に1万2,000円を追加してございます。3節職員手当は、既存額から50万4,000円を減額しております。内容は、結婚、出産等に伴う扶養者の移動、住宅の新築に伴う住居手当の追加、昇格人事に伴う期末、勤勉手当等の再計算を行い、精査した差額をそれぞれ計上しております。4節共済費では、既存額から81万5,000円を減じております。内容は、当初予算の見積もりと比べ負担率が下がったことによるものでございます。9節旅費については、既存額から5万4,000円を減じるものですが、予算の精査によるものでございます。11節需用費では、既存額に22万9,000円を追加するものでございます。内容は、来年度採用職員1名分の各種制服代でございます。これにつきましては、これまで活動服として救急、救助、事務の3種類ごとの被服を購入していたわけですが、これを生地について救助服と同等の耐久性を要する統一活動服として、被服単価を下げるためにこの3種類の服装を1種類にするという内容でございます。これに係る経費だということでございます。したがって、いささか単価が上がっております。13節委託料では、29万8,000円の減額となっております。内容は、B型肝炎検査委託料で、抗体検査の結果、ワクチン接種料3名分が1名で済んだことによる減額でございます。あと、除細動器の点検委託料では、機器の購入後5年を経過しておりまして、メンテナンスの点検項目が見直されたことによる減というふうに聞いております。救命士感染性ウイルス予防接種料では、検査の結果、全救命士6名の予防接種が必要なかったことによる減でございます。18節備品購入費は、8万9,000円の増額となっておりますけれども、内容は消火用ホースの見積もり合わせによる減、役場に設置しておりますサイレン吹鳴用のバッテリーが平成16年に設置しておりまして、かなりの年数を経るということから、性能低下から更新するための予算計上でございます。19節負担金補助及び交付金は、243万1,000円を減額しております。内容は、消防本部費、議会費、消防デジタル無線基本設計委託料による入札減があった一方、前年度繰越金145万円、住宅使用料の追加分12万4,000円などが充当されまして、全体として241万3,000円の減額となっております。退職手当組合負担金1万6,000円の追加は、昇格人事によるものでございます。旭川赤十字病院実習負担金、各種会議負担金は、いずれも予算精査による減額でございます。

消防施設費でございますが、15節工事請負費において消防吏員待機宿舍浴室改修工事で見積もり合わせによりまして2万1,000円の減が生じております。

次、非常備消防費、消防団費、既定額から3万9,000円を減額しておりますが、19節負担金補助及び交付金、27節公課費はいずれもこれらは予算精査によるものでございます。以上で消防費の説明とさせていただきます。

再度補正予算の21ページにお戻りください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額に81万3,000円を追加し、7,797万3,000円とするものでございます。内容は、3節職員手当等において職員の住居手当、児童手当などを増額するものでございます。これは、冒頭に説明したとおりこの春の町長部局と教育委員会部局の人事異動に伴いまして、総務費と教育費の間で同額の増減を行った予算計上でございます。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に18万3,000円を追加し、1,370万6,000円とするものでございます。内容は、18節備品購入費で各学年教室、特別支援教室、保健室に加湿器8台を設置するための予算計上でございます。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に2万3,000円を追加し、941万8,000円とするものでございます。内容は、18節備品購入費で保健室に加湿器1台を設置するための予算計上でございます。これらについては、委員会から資料が配付されておりますので、それらをごらんいただきたいと思います。

22ページをごらんください。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費では、既定額から34万6,000円を減額し、1,359万5,000円とするものでございます。内容は、15節工事請負費において公共土木施設災害復旧工事、兵安松音知線3、4、上頓別音威子府線1、2の事業費の確定による補正でございます。

23ページをごらんください。13款諸支出金、3項基金費、3目財政調整基金費では、新たに1億円を25節積立金として計上するものでございます。

4目地域活性化基金費では、新たに7,260万円を25節積立金として計上するものでございます。

7ページにお戻りください。歳出合計、既定額に1億7,763万5,000円を追加しまして、30億9,540万9,000円とするものでございます。

続いて、歳入についてご説明いたします。8ページをごらんください。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、既定額に128万5,000円を追加し、2,195万7,000円となっております。3節老人福祉施設入所費負担金として同額を追加計上しております。内容は、歳出、民生費、老人福祉費でご説明したとおり、老人ホーム入所者の増に伴う老人福祉施設費の充当財源でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に891万円を追加し、5,725万6,000円となりました。3節障害者自立支援給付費国庫負担

金として同額を追加計上しております。

2目土木費国庫負担金では、既定額から10万1,000円を減額し、1,023万9,000円となりました。内容は、1節公共土木施設災害復旧国庫負担金でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金では、既定額から199万1,000円を減額し、9,010万9,000円となりました。内容は、1節道路橋梁費補助金で中頓別弥生線舗装新設工事ほか3事業の確定に伴う補助金の追加、減額調整となっております。

15款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額に445万5,000円を追加し、3,880万1,000円となりました。内訳は、5節障害者自立支援給付費道負担金として同額を計上しております。

15款道支出金、2項道補助金、3目農林業費補助金では、既定額から1,409万8,000円を減額し、9,755万円となりました。内訳は、1節農業委員会補助金として農業委員会活動推進事業交付金6万7,000円の追加、4節林道開設事業補助金として森林管理道弥生線開設事業から3事業の事業費確定に伴う補助金の追加、減額であります。13節大家畜特別支援資金利子補給事業補助金は道負担分1万円の追加、15節青年就農給付事業補助金から18節森林整備地域活動支援推進事業補助金までは、それぞれの事業費の確定に伴う補助金の減額計上となっております。19節地域づくり総合交付金32万円は、道の補助制度である地域づくり総合支援事業、地域づくり推進事業、エゾシカ緊急対策事業というのがありますが、この駆除実績、上限280頭分による計上でございます。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入では、既定額に4万円を追加し、4万1,000円とするものです。内訳は、1節利子及び配当金で先ほど申したとおり森林組合出資配当金を計上するものです。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目天北線代替輸送確保基金繰入金では、既定額から1,532万1,000円を減額し、281万7,000円とするものです。内容は、1節天北線代替輸送確保基金繰入金を先ほど説明いたしましたが、過疎対策事業債、ソフト事業分に振りかえたことによる減額でございます。

3目まちづくり基金繰入金では、既定額に102万円を追加し、202万円とするものです。内訳は、1節まちづくり基金繰入金として同額を計上し、地域づくり活動支援補助金の充当財源とするものでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、既定額に9,253万2,000円を追加し、1億3,943万1,000円とするものでございます。内訳は、1節前年度繰越金として同額を計上しております。

20款諸収入、6項雑入、1目雑入では、既定額に423万8,000円を追加しまして、1,605万9,000円とするものでございます。内訳は、1節雑入で農業者年金事務委託金として3万8,000円、在宅サービス事業委託料精算分420万341円を追加するものでございます。

21款、次のページであります。町債、1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に5,240万円を追加し、1億2,240万円とするものです。

2目臨時財政対策債では、既定額に2,756万6,000円を追加し、1億2,920万1,000円とするものです。

3目災害復旧事業債では、既定額から50万円を減額し、300万円とするものです。

4目辺地対策事業債では、新たに1,720万円を追加するものでございます。これらの内容につきましては、第3表、地方債補正で説明させていただいておりますので、省略をさせていただきます。

6ページでございます。歳入合計、既定額に1億7,763万5,000円を追加し、30億9,540万9,000円とするもので、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号は、いきいきふるさと常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号はいきいきふるさと常任委員会に付託することに決しました。

お諮りします。ただいまいきいきふるさと常任委員会に付託することとした議案第67号については、会議規則第46条第1項の規定により、本定例会中に審査を終了するよう期限をつけたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号については、本定例会中に審査を終了するよう期限をつけることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時18分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

#### ◎延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思っておりますが、これにご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(村山義明君) 本日はこれで延会します。

(午後 3時18分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員